

四 資産課税等

1. 資産課税等の意義

(1) 資産課税等とは

資産課税等は、資産の取得や保有などに着目して課税する様々な税目から構成されます。このような税としては、例えば、資産を無償で取得した場合に課される相続税などや、資産を保有している場合に課される固定資産税、都市計画税などがあります。このほか、資産が移転するときなどに課される登録免許税、印紙税、不動産取得税などもあります。なお、利子・配当課税のように資産の保有に伴う収益に対する課税や土地・株式等のキャピタルゲインに対する課税は資産性所得課税と言われ、個人所得課税の一部として取り扱われることが一般的です（資産性所得課税については、「一 個人所得課税」で詳述しています。）。

資産課税等は、所得の稼得や財貨・サービスの消費では捉えきれない税負担能力に着目して課されるものです。このような税がなぜ必要なのか考えてみましょう。仮に、所得の稼得や財貨・サービスの消費のみに着目した課税が行われたとします。その場合、例えば、経済生活を営むために会社に勤めたり事業を営んだりすることによって給与や事業の利益を稼得した人は税負担を求められる一方で、相続により多額の資産を取得した人は税負担を求められないこととなってしまいます。また、例えば、同じ所得水準、消費水準であっても、不動産などの資産を保有しているかどうかで私たちの経済力には差が出てきますが、負担する税にはその差が現れてこないこととなります。このようなことから、資産の取得や保有などに着目した税が必要となります。

(2) 資産課税等の特徴と役割

資産課税等の特徴と役割について、主として相続税と固定資産税を念頭に考えてみましょう。

まず、相続税は、租税の基本的な機能である公的サービスの財源を調達するという機能のほか、その課税を通じて富の再分配を行う機能をも有しています。所得の稼得の段階では個人所得課税が所得再分配機能を有していますが、働いて得た所得以外に、相続を通じても、私たちの経済力には大きな差が生じ得ることになります。このため、フローだけではなくストックについても一定の再分配を行っていくこと

が求められます。

次に、固定資産税は、資産の保有と市町村の行政サービスとの間の一般的な受益関係に着目して、これらのサービスの財源を調達する機能を有しており、市町村財政を安定的に支える基幹税目としての役割を担っています。

また、登録免許税、印紙税、不動産取得税などについても、多様な税目を適切に組み合わせることによって、全体として偏りのない税体系を築いていく中でその意義を考えていくことが必要です。さらに、後に見るように、財源調達機能という観点から見ても、安定的な税収をもたらすこれらの税は、厳しい財政事情の下で貴重な財源となっています。

なお、資産課税等の中にはキャッシュフローがなくとも課されるものがあり、実際の負担以上に負担感を生むという面があること、適正・公平な課税を確保していく上で、資産の価値を適正に評価したり、預貯金などの資産を的確に捕捉していく必要があることなどに留意しなければなりません。

(3) 資産課税等の税体系における位置付け

所得・消費・資産等に対する課税を適切に組み合わせていくことによって、公的サービスを賄う租税を国民皆が広く公平に分かち合い、また、全体として偏りのない税体系が築かれることとなります。わが国の税収（国税と地方税の合計）構成比から見た資産課税等のウェイトは、現在約2割です。このうち国税について、平成12年度予算における資産課税等の収入を見ると、相続税・贈与税収入が約1.7兆円、登録免許税・印紙税などを含む印紙収入が約1.5兆円、全体で約3.2兆円となっています。国税収入約50.7兆円（一般会計税収48.7兆円のほか、特別会計分の収入を含みます。）に占める割合は約6.2%となっており、景気の動向に大きく左右されない安定的な税収源となっています。一方、地方税について、平成12年度地方財政計画における資産課税等の収入を見ると、固定資産税、都市計画税、特別土地保有税の収入が約10.5兆円、不動産取得税が約0.6兆円、その他に事業所税などと合わせて合計で約11.5兆円となっています。地方税収入約35.1兆円に占める割合は32.7%となっており、地方税制を支える大きな柱となっています。

また、相続税や固定資産税のように土地をめぐる環境変化の影響を受けやすい税については、地価の動向などによって議論の方向性が大きく左右されてきましたが、今後の税体系のあり方を検討していく上では、時々々の経済社会情勢には配慮しつつ

も、中長期的な観点から、資産性所得課税とともにそれらの果たすべき役割を見据えていくことが重要です。

2. 相続税

(1) 相続税の意義

わが国の相続税は、相続、遺贈（遺言による贈与）又は死因贈与（贈与者の死亡により効力を生じる贈与）により財産を取得した者に対して、その財産の取得の時における時価を課税価格として課される税です。相続税の課税対象となる取得財産には、現金、預貯金や株式などの金融資産のほか、動産や不動産などのあらゆる資産が含まれます。相続税は、これら相続によって取得した財産をすべて金銭的な価値に置き換えて評価した上で課税されます。

相続を契機とした財産移転に対する相続課税の課税根拠については、遺産課税方式を採用するか遺産取得課税方式を採用するか（注）により位置付けは若干異なる面はありますが、基本的には、遺産の取得（無償の財産取得）に担税力を見出して課税するもので、所得の稼得に対して課される個人所得課税を補完するものと考えられます。その際、累進税率を適用することにより、富の再分配を図るという役割を果たしています。また、相続課税を、被相続人の生前所得について清算課税を行うものと位置付ける考え方もあります。これは、相続課税が、経済社会上の各種の要請に基づく税制上の特典や租税回避などによって結果として軽減された被相続人の個人所得課税負担を清算する役割を果たしている面があるというものです。さらに、公的な社会保障が充実してきている中で、老後扶養が社会化されることによって次世代に引き継がれる資産が従来ほど減少しない分、資産の引継ぎの社会化を図っていくことが適当であるとの観点から、相続課税の役割が一層重要になってきているとする議論もあります。

（注）遺産課税と遺産取得課税

主要国の相続課税を見ると、アメリカ、イギリスのように、被相続人の遺産全体を課税物件として、例えば遺言執行者を納税義務者にして課税する「遺産課税方式」と、ドイツ、フランスのように、相続人が取得した遺産を課税物件として、相続人を納税義務者にして課税する「遺産取得課税方式」の二つの体系に分かれます。

なお、個人から贈与（遺贈、死因贈与以外）により財産を取得した者に対しては、

その取得財産の価額を課税価格として、贈与税が課されます。贈与税は、相続課税の存在を前提に、生前贈与による相続課税の回避を防止するという意味で、相続課税を補完するという役割を果たしています。また、相続課税と同様、贈与という無償の財産取得に担税力を見出して課税するという位置付けもあります。

(参考1) 個人所得課税と相続課税

わが国の現行所得税法では、相続・贈与により取得するものは、所得税を課さず、相続税・贈与税という別体系の下で課税しています。しかし、特にわが国のように遺産取得課税方式を基本とした相続課税制度の下において、「所得は消費と純資産の増加の合計である」という包括的所得概念で所得を認識すれば、理論上は、相続・贈与による財産の取得も個人所得課税に取り込んで課税するという考え方があり得ます。しかし、一般的に個人所得課税が課税対象とする反復・継続的なキャッシュフローと、偶然にもたらされる所得である相続財産等とは性質が異なるので、仮に形式的に個人所得課税に取り込んだとしても、実質的には個人所得課税とは別体系の課税方法を採用するを得なくなります。このため、わが国では、所得税とは独立の税目として相続税が存置されているものです。

(参考2) わが国の相続税の沿革

わが国での相続税の導入は明治38年(1905年)まで遡ることができます。導入後最初の大きな転機はシャウプ勧告に基づく昭和25年の全文改正です。課税方式が、遺産課税方式から遺産取得課税方式に変更されたほか、相続税を贈与税と一本化し、一生の贈与を累積し相続と合わせて課税するという方法が採られるようになりました(一生累積課税制度は、主に執行上の理由から3年後の昭和28年に廃止されました)。その後、昭和33年には、税制特別調査会におけるわが国の相続税のあり方についての幅広い議論を踏まえ、遺産取得課税方式を採りつつも、税負担総額は各相続人の実際の取得にかかわらず法定相続人の数と法定相続分によって一律に算出するというわが国独特の制度(法定相続分課税方式)が創設され、現在に至っています。

(2) 相続税の現状

相続税の基本的仕組み

わが国の相続税は、

イ．被相続人の遺産額（債務などを控除した後の合計課税価格）から基礎控除額（5,000万円＋1,000万円×法定相続人数）を差し引いた後の課税遺産額を、
ロ．法定相続人の全員が民法の法定相続分の割合に従って取得したものと仮定した場合におけるその取得金額に、それぞれ10%から70%までの9段階の超過累進税率を適用して計算した金額を合計した金額を相続税の総額とし、
ハ．その総額を実際に取得した財産の課税価格の割合によって按分して、それぞれの者に係る相続税額とした上、
ニ．求めた税額から、配偶者、未成年者、障害者などの各人の事情に着目して設けられている税額控除をして、
各人の納付税額が導き出される仕組みとなっています。このほか、相続人が被相続人の一親等の血族と配偶者以外の者である場合に、その者の相続税額を2割増とする2割加算の制度、10年以内に二度相続が発生した場合の相続税額について、二度の相続間の期間の長短に応じて負担を軽減する相次相続控除（税額控除）の制度があります。

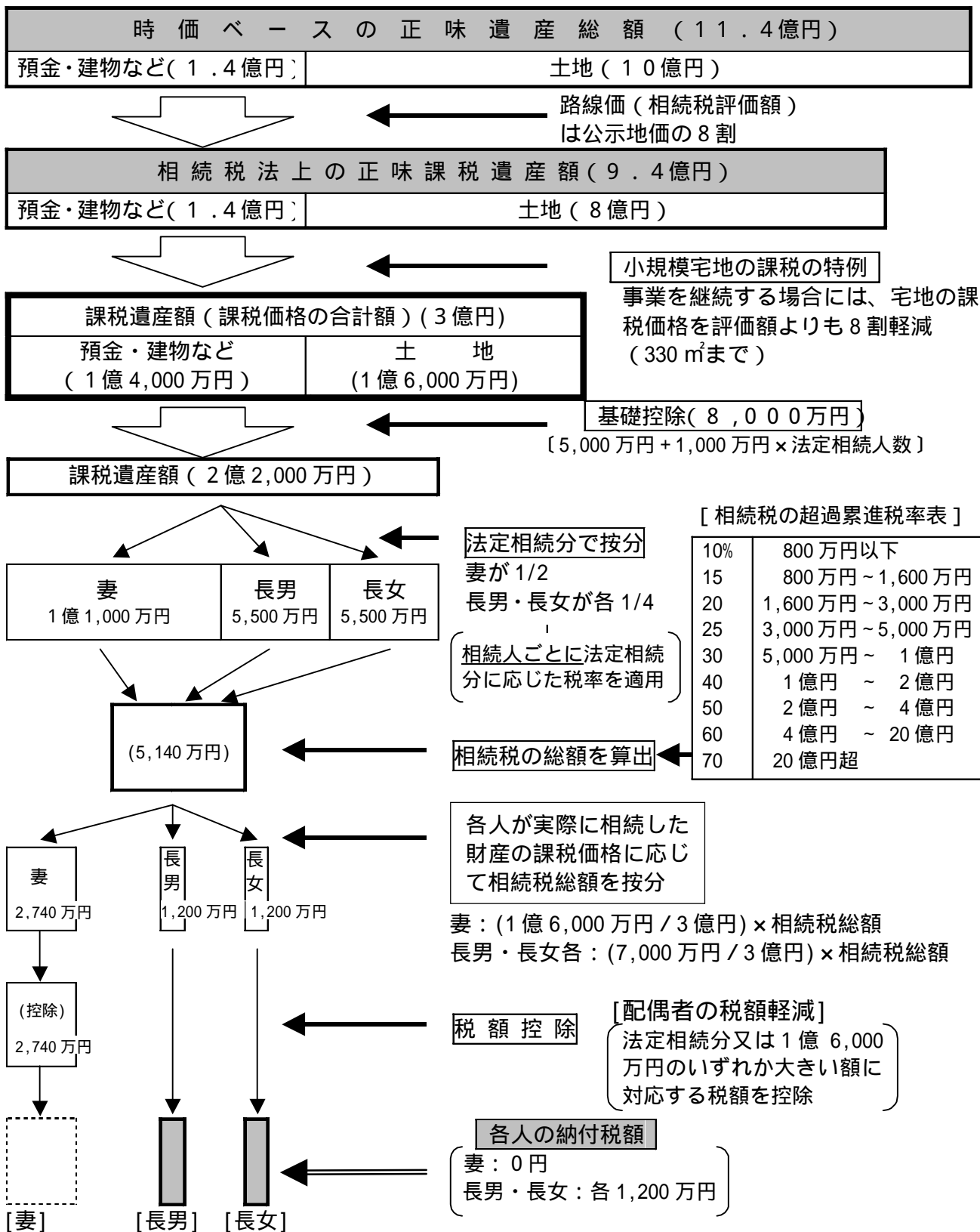
平成10年分の課税状況によれば、相続税が課される財産価額の約3分の2を宅地などの土地が占めています。土地の価額については、まず、実務上、国税庁の公表する路線価などにより公示地価（時価）の8割程度で評価されていること、さらに、小規模な宅地については一定の要件の下で路線価などに基づく評価額の8割を課税価格に算入しないことができる特例が講じられていることに留意しなければなりません（資料1）。

また、贈与税は、贈与を受けた者に対して、その年に受けた贈与の合計額から60万円の基礎控除額を差し引いた後の価額に、10%から70%までの13段階の超過累進税率を適用して課税されます。贈与税は生前における分割贈与による相続税負担の回避を防止するために設けられているという機能・性格から、税率構造は相続税よりも累進度の高いものとなっています。また、相続により財産を取得した者がその相続開始前3年以内にその被相続人から受けた贈与で贈与税の課税対象となるものについては相続財産の価額に加算して相続税を計算し、贈与の時点で課された贈与税額を相続税額から控除することとしています。

(資料1) 相続税の具体的計算の仕組み

(例)

妻・長男と電器店を営んでいたAさんの遺産は、秋葉原駅付近にある店舗、銀行預金などあわせて11.4億円（このうち、土地(330㎡)が10億円）
残された家族(妻・子2人)は、妻が土地を、2人の子がその残りを相続し、店は妻と長男が続けていくこととした。



相続税の負担水準等

平成 12 年度予算における相続税の税収は約 1 兆 7,000 億円と、国税収入の約 3.3%を占めています。

相続税については、バブル期における地価の異常な高騰などを受けて、昭和 63 年以降、累次にわたり減税や各種の特例の拡充が行われてきましたが、その後の地価の大幅な低下により、その負担は大きく緩和されています。

課税最低限については、(資料 2) のとおり、昭和 63 年の抜本的税制改革を含めて 3 次にわたり引上げが行われており、昭和 63 年の抜本的税制改革以前には「2,000 万円 + 400 万円 × 法定相続人数」であった基礎控除額は、現在では、「5,000 万円 + 1,000 万円 × 法定相続人数」となっています。この結果、相続人が配偶者と子 3 人という代表的ケースでの課税最低限は、昭和 62 年の 3,600 万円から平成 6 年以降の 9,000 万円まで 2.5 倍に上昇しています。

一方、税率構造についても、昭和 63 年の抜本的税制改革で、最高税率が 75% から現行の 70% に引き下げられたほか、3 次にわたり税率適用区分の幅(いわゆるブラケット)の拡大や税率の刻み数の削減が行われました。

さらに、大都市圏を中心としたバブル期における地価高騰の進行や相続税が相続人の事業の継続や居住の継続の阻害要因となっている面があるとの問題提起に対応するため、一定面積までの小規模宅地についてはその価額の一定割合を課税価格に算入しない特例も随時拡充されてきました。この結果、例えば、事業用宅地(相続人が事業を継続する場合)について昭和 58 年の創設当初と現在とを比較すると、適用対象面積は 200 m² から 330 m² へ、減額割合は 40% から 80% へと、それぞれ大幅に拡充されてきています(資料 2)。

こうした減税などの結果、現在の相続税の負担水準などは以下のとおりとなっています。

まず、相続税の課税割合を一年間の死亡者数に対する相続税課税件数の割合で見ると、平成 10 年では死亡者 100 人当たり約 5 人(5.3%)と、ごく限られた一部の資産家層のみを対象に負担を求める税となっています。

(資料2) 最近における相続税の主な改正

| | 課税最低限 (基礎控除) | 税率構造 (イメージ) | 小規模宅地の課税の特例 | |
|-----------------------|---|------------------------------------|---|--------------------------|
| | | | 適用対象面積 | 減額割合 |
| 抜本的税制改革前 | 2,000万円 + 400万円 × 法定相続人数 (3,600万円) | <p>75%(5億円超) 14段階 10%</p> | 200㎡ | 事業用 40% 居住用 30% |
| 抜本的税制改革 (昭和63年12月) | 4,000万円 + 800万円 × 法定相続人数 (7,200万円) | <p>70%(5億円超) 13段階 10%</p> | 200㎡ | 事業用 60% 居住用 50% |
| 平成4年度改正 | 4,800万円 + 950万円 × 法定相続人数 (8,600万円) | <p>70%(10億円超) 13段階 10%</p> | 200㎡ | 事業用 70% 居住用 60% |
| 平成6年度改正 (現行) | 5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人数 (9,000万円) | <p>70%(20億円超) 9段階 10%</p> | 事業用 330㎡ (平成11年～) 居住用等 200㎡ | 事業用 居住用 80% |

(注1) 課税最低限の()内は、法定相続人が4人(例:配偶者+子3人)の場合の額である。

(注2) 小規模宅地の課税の特例(現行)は、事業等を継続しない場合には、「適用対象面積」は事業用も200㎡、「減額割合」は事業用・居住用とも50%である。

次に、相続税の課税対象者についての平均負担率を合計課税価格に対する納付税額の割合で見ると、平成10年では12.8%となっており、バブル期前と比較しても低い水準にあります（資料3）。

（資料3）相続税の課税状況の推移

| 区分 年分 | 課税対象者 | | | 負担水準 | | | | |
|----------|-------------|-------------|-----------------|------------|---------------------|-------------|---------------------|----------------------|
| | 死亡者数 (a) | 課税件数 (b) | 課税割合 (b)/(a) | 合計課税価格 | | 相続税額 | | 平均 負担率 (d)/(c) |
| | | | | 合計額 (c) | 被相続人 一人当たり 金額 | 納付税額 (d) | 被相続人 一人当たり 金額 | |
| | 人 | 件 | % | 億円 | 千円 | 億円 | 千円 | % |
| 昭和60 | 752,283 | 48,111 | 6.4 | 62,463 | 129,831 | 9,261 | 19,250 | 14.8 |
| 61 | 750,620 | 51,847 | 6.9 | 67,637 | 130,456 | 10,443 | 20,142 | 15.4 |
| 62 | 751,172 | 59,008 | 7.9 | 82,509 | 139,826 | 14,343 | 24,307 | 17.4 |
| 63 | 793,014 | 36,468 | 4.6 | 96,380 | 264,286 | 15,629 | 42,855 | 16.2 |
| 平成元 | 788,594 | 41,655 | 5.3 | 117,686 | 282,525 | 23,930 | 57,449 | 20.3 |
| 2 | 820,305 | 48,287 | 5.9 | 141,058 | 292,124 | 29,527 | 61,148 | 20.9 |
| 3 | 829,797 | 56,554 | 6.8 | 178,417 | 315,480 | 39,651 | 70,112 | 22.2 |
| 4 | 856,643 | 54,449 | 6.4 | 188,201 | 345,647 | 34,099 | 62,625 | 18.1 |
| 5 | 878,532 | 52,877 | 6.0 | 167,545 | 316,858 | 27,768 | 52,515 | 16.6 |
| 6 | 875,933 | 45,335 | 5.2 | 145,454 | 320,843 | 21,058 | 46,449 | 14.5 |
| 7 | 922,139 | 50,729 | 5.5 | 152,998 | 301,599 | 21,730 | 42,835 | 14.2 |
| 8 | 896,211 | 48,476 | 5.4 | 140,774 | 290,399 | 19,376 | 39,970 | 13.8 |
| 9 | 913,402 | 48,605 | 5.3 | 138,635 | 285,228 | 19,339 | 39,788 | 13.9 |
| 10 | 936,484 | 49,526 | 5.3 | 132,468 | 267,471 | 16,894 | 34,112 | 12.8 |

- （備考）1. 死亡者数は、「人口動態統計（厚生省）」による。
2. 課税件数等は、「国税庁統計年報書（国税庁）」による。
3. 課税件数は、相続税の課税があった被相続人の数である。
4. 納付税額には、納税猶予税額は含まない。

また、合計課税価格と納付税額の関係を見ると、課税件数の約8割は課税対象者の平均課税価格（約3億円）以下の者で占められている一方、平均課税価格以上である約2割の者の納付税額は全体の約8割となっており、相続税負担は上位の課税価格階級層に集中しています（資料4）。

なお、相続税負担の国際比較には困難な面もありますが（注）大まかな比較を行うための目安として、主要国（アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス）について、一定のモデル（相続人が配偶者と子3人で、日本の法定相続分に従って遺

(資料4) 相続税の課税価格階級別課税状況等 (平成10年分)

| 課税価格階級区分 | 件数 | | 納付税額 | | 平均課税価格 (a) | 平均納付税額 (b) | 負担率 (b)÷(a) |
|----------|--------|-------|--------|-------|---------------|---------------|----------------|
| | 件数 | 累積割合 | 税額 | 累積割合 | | | |
| | 件 | % | 億円 | % | 万円 | 万円 | % |
| 1億円以下 | 7,984 | 16.1 | 97 | 0.6 | 8,496 | 121 | 1.1 |
| 1億円超 | 22,425 | 61.4 | 1,197 | 7.7 | 14,086 | 534 | 3.8 |
| 2億円超 | 8,077 | 77.7 | 1,517 | 16.7 | 24,228 | 1,878 | 7.8 |
| 3億円超 | 5,916 | 89.7 | 2,751 | 33.0 | 37,907 | 4,651 | 12.3 |
| 5億円超 | 2,131 | 94.0 | 2,083 | 45.4 | 58,457 | 9,775 | 16.7 |
| 7億円超 | 1,422 | 96.8 | 2,225 | 58.6 | 82,302 | 15,647 | 19.0 |
| 10億円超 | 1,189 | 99.2 | 3,523 | 79.5 | 131,422 | 29,632 | 22.5 |
| 20億円超 | 382 | 100.0 | 3,444 | 100.0 | 314,422 | 90,151 | 28.7 |
| 合計 | 49,526 | | 16,837 | | 26,686 | 3,400 | 12.8 |

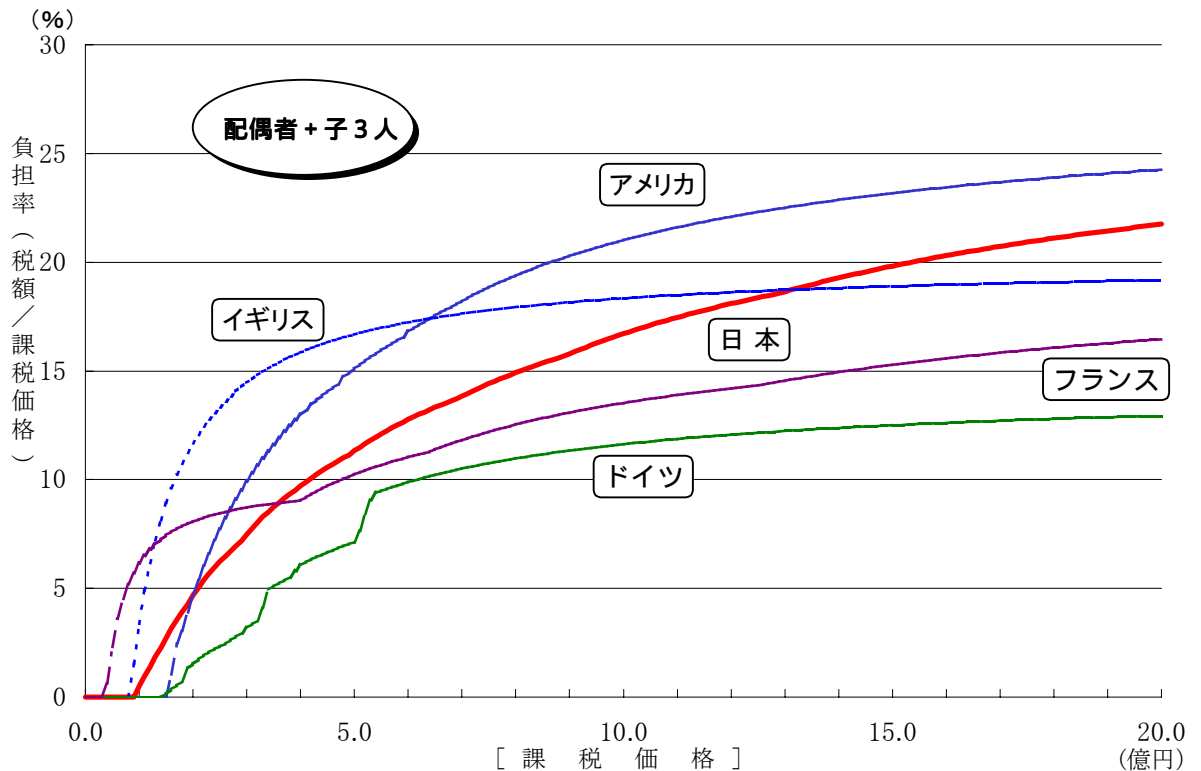
(備考) 1. 「国税庁統計年報書」による。

2. 当初申告ベースの計数であるため、(資料3)の計数(修正申告を含む。)と一致しない。

産分割)の下で機械的に負担率を試算すると、わが国の平均合計課税価格である約3億円での負担率は、ドイツに次ぎ2番目に低い水準となるなど、少なくとも、課税対象者の大部分にとっての負担水準は、国際的に見ても決して高くない状況にあります。また、最高税率の水準がわが国よりも低いアメリカと比較しても、合計課税価格が約50億円を超えるまでは、わが国の負担率がアメリカの負担率よりも低くなっています(資料5)。

(注) 相続税の国際比較を参考とする場合、最高税率や課税最低限の水準だけをもっては全体の負担水準の軽重を計れないこと、課税方式、特例、財産評価方法の相違などがあるので、一定の課税価格に対する負担率が同一であったとしても、実際の遺産総額に対する負担率は異なってくることに留意しなければなりません。

(資料5) 主要諸外国の相続税の負担率



| | 日 本 | ア メ リ カ | イ ギ リ ス | ド イ ツ | フ ラ ンス |
|-----------|---------------------|-----------------|----------|-----------|----------|
| 最 高 税 率 | 70% | 55% (55%+5%) | 40% | 30% | 40% |
| 最 低 税 率 | 10% | 37% (18%) | | 7% | 5% |
| 課 税 最 低 限 | 9,000 万円 | 15,120 万円 | 8,316 万円 | 14,400 万円 | 3,240 万円 |
| 課 税 方 式 | 遺産取得課税 (法定相続分課税) | 遺産課税 | 遺産課税 | 遺産取得課税 | 遺産取得課税 |

(備考) 1 ドル = 112 円、1 ポンド = 180 円、1 マルク = 60 円、1 フラン = 18 円として換算した。

(注) 課税最低限は、配偶者が遺産の2分の1、子が残りの遺産を均等に取得した場合の額である。

(3) 相続税の課題

当調査会は、最近における税制改正に関する答申の中で、相続課税に関しては、個人所得課税の抜本の見直しとの関連において、税率構造や課税ベースなどについて幅広く検討を行うことが適当であるとの考え方を示してきています。今後、そのような抜本的な見直しを具体化していくに当たっては、税制改正の流れや経済社会の構造変化を踏まえ、相続課税の役割をどのように位置付けていくかの検討が重要

です。

税制改正の流れと相続課税

21世紀における相続課税が、その富の再分配機能・財源調達機能を、どの程度、どのように発揮していくべきかは、税制全体の姿を踏まえて考えていく必要があります。

税制全体として見た場合の再分配機能は、今後とも個人所得課税がその中心的役割を果たしていくものと考えられます。しかし、個人所得課税の累進構造は相当程度フラット化の方向に緩和されてきました。また、消費税が税体系で重要な役割を果たすようになってきています。こうした変革は、経済に活力をもたらすことが期待されていますが、他方で、税制全体の再分配機能を弱める方向に働いてきたという指摘もあります。

相続課税の持つ富の再分配機能に関し、「相続課税にどの程度の累進性を持たせるか」については、次のような二つの考え方があります。一方は、今後、相続により資産を取得する機会に恵まれた者とそのような機会を持たない者との間の資産格差が拡大し、自己の努力以外を要因とする資産集中が進めば、同世代間の機会の平等を確保することが困難となり、不平等感の高まりと勤労意欲の減退に結び付きかねないという考え方です。他方で、資産家層に過重な負担を求めることは、自らの資産を大きくして子供に引き継がせたいという意欲を削いで、経済の活性化にマイナスの影響を及ぼすという考え方もあります。もとより、どの程度の累進性をもって、税制全体を通じた再分配を行っていくかは、その時々々の経済社会状況やあるべき社会像により異なってくるものです。また、相続課税に限らず、税率構造を考えるに当たっては、その時々々の財政状況も勘案しなければなりません。

ただ、いずれにしても、租税が公的サービスの費用を国民皆で広く分かち合うものであることをも考えると、「相続課税の対象者の範囲」については、相続課税がある程度の資産家層を対象とする税であると位置付けるとしても、そのあり方を見直していく余地があるのではないのでしょうか。

また、今後、国民負担率が長期的にはある程度上昇していかざるを得ないと見込まれる中では、相続課税が納税をする者の勤労意欲に直接に影響を及ぼさないという意味で、経済に与える歪みが少ない税であるという点に十分留意しなければ

ばなりません。

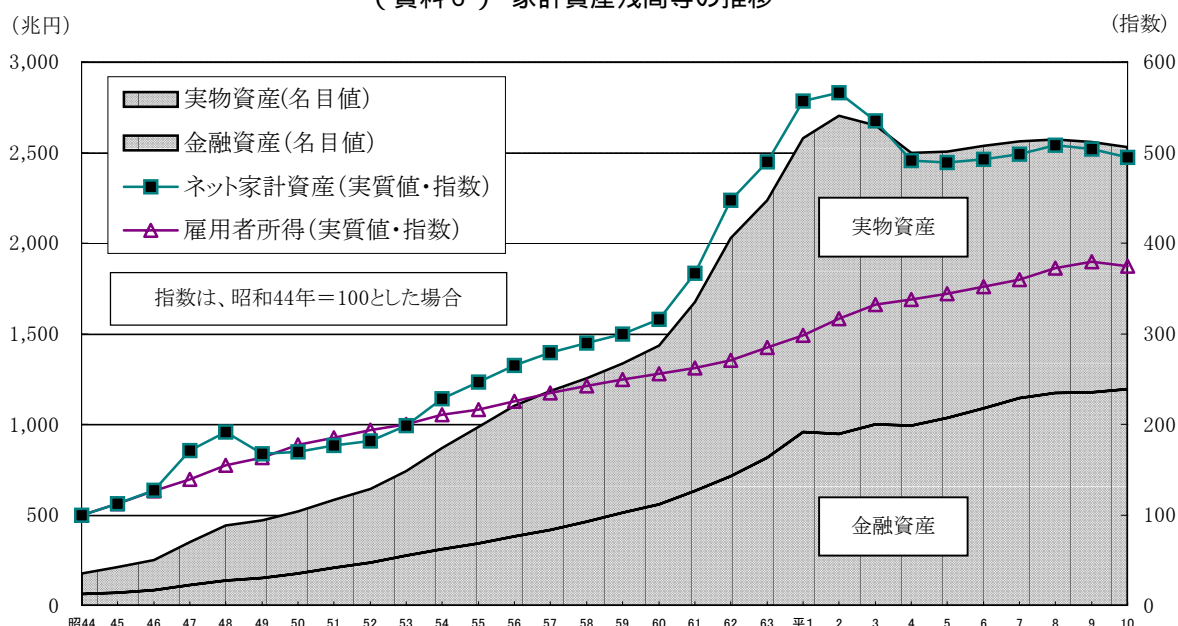
経済のストック化の進展と相続課税

相続課税のあり方については、相続課税の課税対象財産である家計部門の資産の保有・分布状況の推移を踏まえて議論することが重要です。

まず、家計資産は、高度成長期から最近のバブルの生成と崩壊という過程を経て、量的な面ではどのように変化してきているのでしょうか。国民経済計算から家計部門の資産残高の推移を見てみると、いわゆるバブル経済の崩壊による地価の下落もあって最近はやや落ち込みが見られるものの、平成10年末の資産残高は約2,500兆円とこの30年間に実質ベースでも約4.5倍にまで拡大しています。さらに、雇用者所得（フロー）の推移との比較で家計資産（ストック）の推移を見ても、昭和50年代前半以降開き始めた両者の伸びの差は、バブル経済の崩壊による地価下落で家計資産が落ち込んだ現在でも依然として大きいままです。このように、経済のストック化の進展がはっきりと見てとれます。

また、家計資産を金融資産（預貯金、保険、有価証券など）と実物資産（土地、建物など）とに区分して見てみると、実物資産が平成2年をピークに減少し続けているのと対照的に金融資産は最近も増加し続け、現在では、家計資産の半分近くを金融資産が占めるまでになっています（資料6）。

（資料6）家計資産残高等の推移



(注)「実物資産」とは、純固定資産(住宅等)、再生産不可能有形資産(土地等)等、金融資産以外の資産の合計をいう。

「金融資産」とは、現金、預金、有価証券、生命保険金等の資産の合計をいう。

「ネット家計資産」とは、家計(個人企業を含む)の期末資産から負債を差し引いたものをいう。

(資料)「国民経済計算(経済企画庁)」より作成。平成2暦年基準のデフレーターで実質化。

次に、家計資産の保有・分布状況を資産保有者の年齢との関係で見るとどのような特徴があるでしょうか。まず、金融資産、実物資産とも高齢者層に相当部分が集中しており、かつ、最近その傾向が強まってきていることが指摘されます。また、高齢者の資産家は、勤労者とは対照的に、一部の者に限定されず、数の上で比較的厚い層を成しているとの指摘もあります（注）。

これらを踏まえると、相続課税について、担税力を有する層が広がってきていると見ることができます。

このような資産の保有状況、さらに、今後の死亡者数の増加に伴い相続を事由とする資産移転が増加していくことを踏まえると、今後、相続を契機とする資産の増加に着目して、より広い範囲に適切な税負担を求めていくことの重要性が高まっていくものと考えられます。

（注）国の統計として、個人が保有する資産を資産階級別に調査したものはないため、全国消費実態調査から、貯蓄現在高階級別、住宅・宅地資産額階級別の保有資産分布状況を見た結果によるものです。この調査からは、全体的な傾向として、資産分布を住宅・宅地資産額階級で見ると、高階級の資産家に資産が偏在している傾向が現れるものの、貯蓄現在高階級で見ると、保有資産は階級が高まるにつれて比較的なだらかに増加していく傾向があることも分かります（資料7）。

少子・高齢化の進展と相続課税

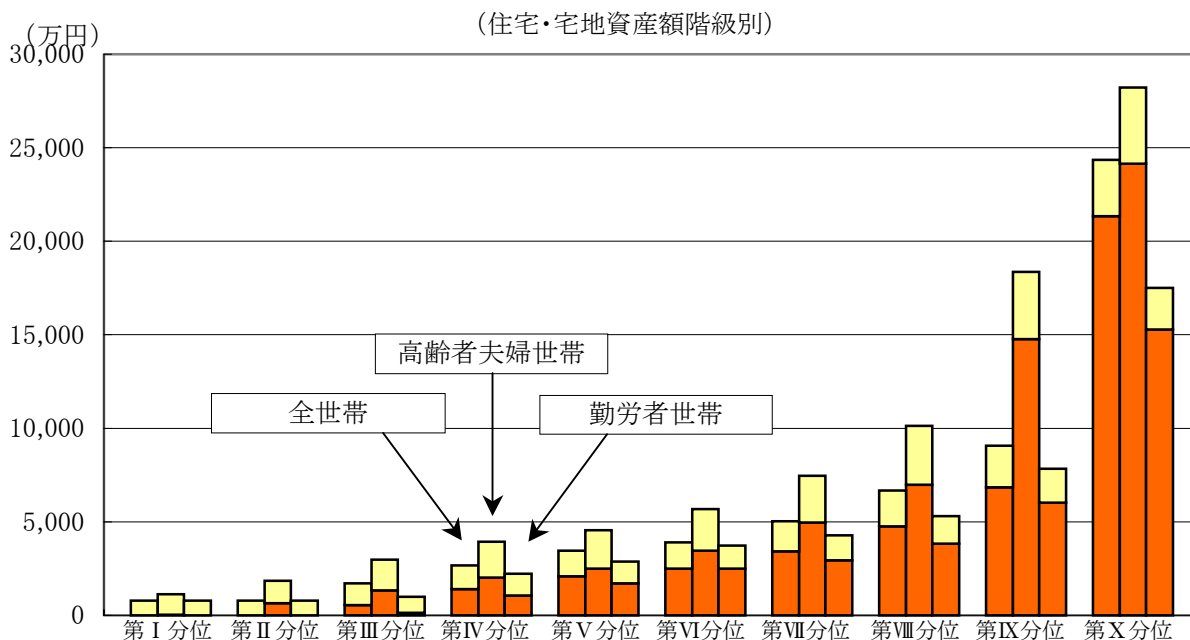
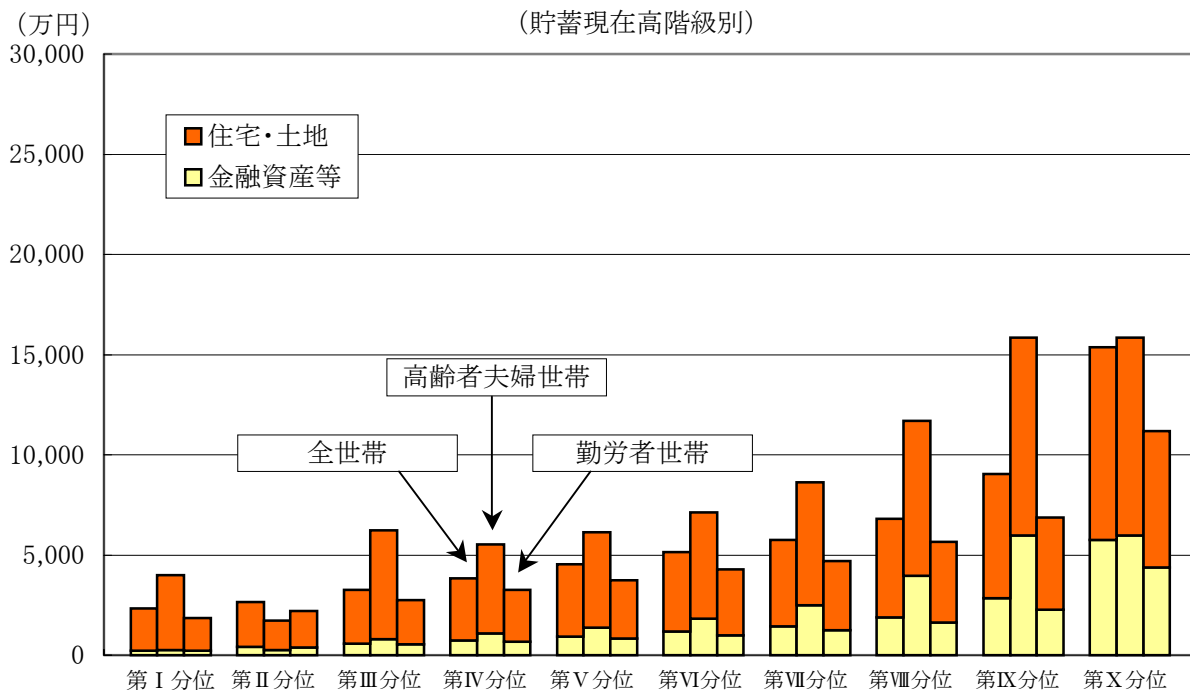
少子・高齢化の進展は、社会保障費などの財政需要の増加など税制全体のあり方に関わる問題ですが、今後の相続課税のあり方を考えていく上でも影響を及ぼすものと考えられます。

わが国の平均寿命は伸び続けており、最近の約四半世紀で男女とも5年以上長寿化しています。また、人口の将来推計によれば、今後は、極めて高齢者層に偏った人口構成になっていき、死亡者数もピーク時（2036年）には現在の約1.75倍になることが予測されています。

このような高齢化の進展は、平均的には、相続による財産の取得時期が相続人のライフサイクルのより後半にシフトしていくことを意味し、ある程度の資産蓄積が図られている者に相続財産が移転することになります。このため、相続財産が相続人の経済的基盤を形成するという意味合いは相対的に薄れつつあります。また、少子化の進展は、経済のストック化の進展ともあいまって、相続人世代に

とって、平均的には、相続で取得する財産額がこれまでより拡大することを意味します。

(資料7) 世帯類型別資産保有状況〔試算〕



1. 「高齢者夫婦世帯」=二人以上の一般世帯のうち、夫が65歳以上、妻が60歳以上の夫婦のみの世帯
2. 「勤労者世帯」=二人以上の一般世帯のうち、世帯主が会社、官公庁、商店等に雇用されている世帯
3. 「金融資産等」=貯蓄現在高(預貯金、保険掛金、有価証券等)、耐久消費財、ゴルフ会員権の合計
(資料)「平成6年 全国消費実態調査報告」に基づき、一定の機械的方法により10分位に区分し、試算したものである。

以上のような相続課税を取り巻く状況を総合的に踏まえると、相続課税について、ごく一部の資産家層を対象に課税するという従来の位置付けから、より広い範囲に課税していくという方向でそのあり方を検討していくことが必要と考えます。

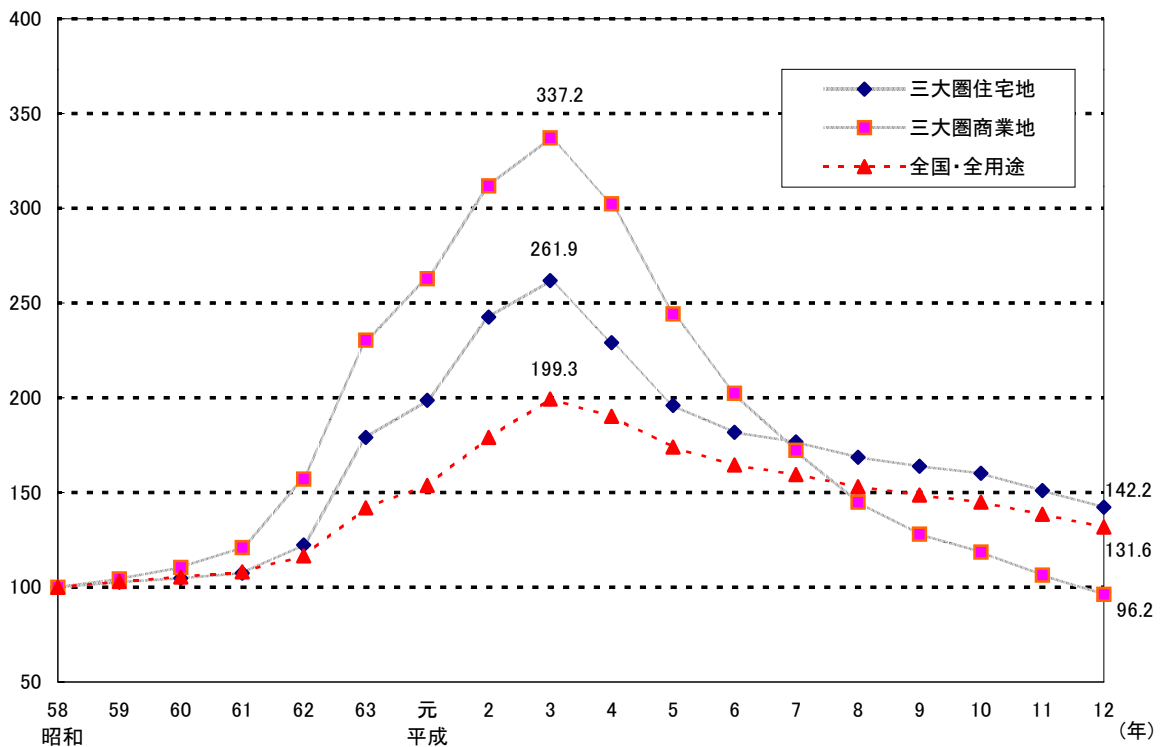
(4) 課税ベース

相続税の課税ベースに関しては、基礎控除額により決定される課税最低限のほか、課税価格算出の特例や非課税財産が検討の対象となります。

課税最低限

相続税の課税最低限を決めている基礎控除額は、バブル期に地価が異常に高騰したこともあって大幅に引き上げられてきました。また、課税価格そのものを減額する特別措置である事業や居住の継続に配慮した小規模宅地の課税価格の特例についても、その適用対象面積や減額割合について、ほぼ同様の観点から拡充が行われてきたことは先に述べたとおりです。しかし、地価はその後長期にわたって低下し続けています。このように、一時の地価水準の高さなどに配慮した現在の課税最低限の水準は見直していく余地があると考えられます（資料8）。

（資料8） 公示地価の推移（昭和58年を100とした場合の指数）



また、中期的に見ると、基礎控除額は、安定した経済成長を担う中間層の個人

生活の経済的基盤を損なわないよう、所得水準の向上、地価を中心とする資産価格の上昇などに伴う個人資産の蓄積に併せて引き上げられてきました。このような考え方は、現行制度を形作るベースとなった、昭和32年の「相続税制度改正に関する税制特別調査会答申」以来の当調査会の答申で、ほぼそのまま踏襲してきています。この「中間層の生活基盤の形成を阻害しない水準」という考え方が今後も妥当するか否かについては、まず相続税の位置付けがどうあるべきかの議論を前提として問い直すことが求められます。高齢化の進展や経済のストック化の進展により、生活基盤の形成が既に終盤に差し掛かった時点で相続が発生することが多くなり、その資産が厚みを持ってきているという状況を踏まえると、相続人の生活基盤の形成過程に相続税が及ぼす影響は小さくなってきていることに留意しなければなりません。また、仮に相続税の課税される層が広がったとしても、その負担が軽度であれば、直ちに生活基盤の形成が阻害されることになるとは言えない点にも留意しなければなりません。

なお、仮に課税最低限の水準の見直しを行う場合には、控除の仕組みを工夫し、相続人の年齢などの個別事情をも勘案した課税最低限の設定方法を考えていかなければならないのではないかと指摘もあります。

課税対象財産

相続税は、相続により取得した財産をすべて金銭的な価値に置き換えて評価した上で課税するものですから、すべての財産を平等に取り扱うことが課税の公平上求められます。仮に、特定の財産について、その全部又は一部を課税ベースから除外すれば、相続税が国民の資産選択の中立性を歪めることとなりかねず、租税の基本原則である「中立」の原則にも反することとなります。しかし、相続税においては、財産の性格や用途により、社会的、公共の見地から課税を適当としない財産について、例外的に非課税財産を設けたり、特例措置の対象としているものもあります。

イ．非課税財産

非課税財産のうち、例えば、死亡保険金・死亡退職金は、働き手を失った遺族らの生活保障としての性格からそれぞれ一定額が非課税とされています。この非課税とされる額は、累次にわたって引き上げられてきた結果、現行では、各々500万円に法定相続人数を乗じた額となっています。これら死亡保険金・

死亡退職金については、公的な社会保障制度が充実してきていることなどを踏まえ、資産選択への中立などの課税の中立性、税制の簡素化などの観点に留意しつつ、そのあり方を見直していくべきとの意見があります。

ロ．小規模宅地等

被相続人の事業や居住（以下「事業等」と言います。）のために用いられていた宅地を相続人が事業等を継続していくために用いる場合には、一定の規模までの宅地については事業や生活の基盤そのものであって、他の資産とは異なった取扱いをしてもよいのではないかとの観点から、現行制度では、小規模な事業用・居住用の宅地につき課税価格の特例が設けられています。

このような特例を設けることについては、特に事業承継に関して、一方で、事業の次世代への円滑な承継が事業者の経営意欲を高め、中小企業の活性化につながるとの意見があります。反面、事業承継に配慮することは、親の財産などに依存せずに自ら起業する者と事業を承継する者との機会の均等を欠き、ひいては、次世代の経営能力のいかに問わず事業資産の移転を促進することで資源配分の効率性を損なうことになるとの意見もあります。このように、事業承継への配慮の必要性について両論があり得ることに留意して、そのあり方を検討していかなければなりません。

ただ、いずれにしても、小規模であっても宅地を過度に優遇すれば、相続税の有する富の再分配機能を大きく損なうこととなりかねません。また、例えば、地価の高い地域に宅地を有する者が有利となっている実態がないか、事業等の継続のいかに問わず宅地価格（路線価など）の5割は課税価格に算入しないこととしている点に問題はないか、事業等の継続に配慮するという趣旨に適った制度の利用が担保される仕組みとなっているか、といった観点から仕組みを見直していかなければならないとの意見や長期にわたる地価の低下を踏まえて、その縮減を図るべきではないかとの意見もあります。この特例のあり方については、相続税の基本にも関わりかねない問題の一つとして、その趣旨、地価の動向、資産選択の中立性に与えている影響を踏まえた不断の見直しが必要です。

小規模宅地と並んで農地についてもその承継につき特例措置が講じられています。農地に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例は、農業政策の観点から、法律上、その利用・転用・譲渡が厳格に制限されていることなどを踏まえ、自

ら農業経営を継続する者を対象に認められているものです。したがって、今後とも、食料・農業・農村基本法や農地法などに基づく基本的な農業政策などのあり方、さらに、農地の転用制限などの実態を踏まえつつ、農地の納税猶予制度のあり方について検討していく必要があります。

ところで、かつては、長子相続制度の下で、長子が代々の事業をごく普通のこととして引き継いでいましたが、今日では、民法の均分相続制度の下で、基本的に兄弟全員が財産を均等に相続することとされているため、相続人間で協議が整わない場合には、代々続いた事業を売却して財産を分割せざるを得ないというような問題も起こります。事業の承継の問題を考えるに当たっては、このように、税制では解決し得ない問題が少なからずあることにも留意しなければなりません。

(5) 税率構造

当調査会は、「平成 12 年度の税制改正に関する答申」において、現行の最高税率は、個人所得課税の最高税率（50%）との較差が大きく、諸外国の例に比しても相当高い水準にあることに鑑みれば、これを引き下げる方向で考えていくことが適当であるとの考え方を示したところです。ただ、その場合、相続を原因とする無償の財産取得に対して課税するという相続税の性格を踏まえると、相続税の最高税率を個人所得課税の最高税率と同じ水準にまで引き下げるのが適当かどうかについては、慎重に検討する必要があります。

なお、税率構造については、近年、税制簡素化の観点から税率の適用区分を拡大し刻み数を縮減する方向にあります。しかし、相続税は臨時・偶発的に発生するものであり、個人所得課税におけるような各年ごとの負担累増感の問題はなく、遺産額により税負担を大きく変動させるのは適当でないので、遺産額に応じたある程度滑らかな負担の変化を確保することが望ましいと考えます。

いずれにしても、最高税率を含む税率構造を見直す場合には、相続課税の今後のあり方に関する方向性を踏まえ、課税ベースなどの見直しを併せて検討することが適当です。

(6) 贈与税

基本的考え方

贈与税の有する相続税の補完税としての役割を踏まえれば、贈与税のあり方は、

相続税のあり方と密接に関連するものであり、相続税の抜本的な見直しと関連して検討を加えることが適当です。

贈与税については、高齢化の進展により被相続人・相続人双方の年齢が上昇する中で、今後、特に親子間において、相続の機会を待つことなく財産を移転させる必要性が高まっていくのではないかと、また、高齢者層に資産が偏在している状況を踏まえると、わが国の経済成長を支えている若年・中年世代への早期の財産移転が、経済社会の活性化を図る上で望ましいのではないかと、この考え方があります。このような立場から、相続に対する税負担と比較すれば高い贈与に対する税負担を軽減する方向で贈与税のあり方を検討していくべきではないかとの意見がありました。これに対し、今後の税体系において相続税の有する富の再分配機能が果たすべき役割はより重要となっていくので、贈与税の負担軽減には慎重であるべきではないかと、若年・中年世代への早期の財産移転を促すことに着目して贈与税負担を引き下げの場合でも、相続税の課税対象が現在のようにごく一部の資産家層に限られている状況の下では、財産移転を促す効果が非常に限定的になりはしないか、という意見がありました。

なお、仮に、贈与税負担の引下げを検討する場合には、贈与税が担っている相続税の課税回避を防止するという基本的な機能を損なわないようにすることが肝要であり、執行の実情を踏まえ、諸外国の制度も勘案しつつ、贈与税負担の水準や相続税・贈与税間の調整のあり方（注）についても検討していかなければなりません。

（注）相続税・贈与税間の調整

わが国の贈与税は、一年間の贈与につき暦年ごとに課税しつつ、被相続人の死亡直前の生前贈与による相続税負担の回避に対応するため、例外的に相続前3年以内になされた贈与財産についてのみ相続財産に加算して相続税として課税する方法を採っています。これに対して、アメリカでは、生前贈与を一生にわたって累積課税し、最終的には相続時に相続と合わせて課税する方法が採られています。また、ドイツ、フランスでは、10年間の贈与を累積し、その期間内に相続による財産取得があれば、合算して課税する方法が採られています（資料9）。

(資料9) 贈与税の課税方式の類型

| | 課税方法の概要 | 特 色 |
|----------|---|---|
| 一生累積課税 | <p>一生にわたる贈与を累積し、相続と合わせて課税</p> <ul style="list-style-type: none"> 各年ごとに累積贈与額に対する税額を納付(過年分納付額は税額控除) 相続においては、納付贈与税額を控除 <p>[例：アメリカ]</p> | <p>基本的には、生前贈与を行っても、すべてを相続しても合計税負担額は変わらない。</p> <p>一生にわたる贈与を管理する必要があるため、比較的執行が困難。</p> |
| 一定期間累積課税 | <p>一定期間にわたる贈与を累積して課税</p> <ul style="list-style-type: none"> 各年ごとに過去一定期間内の累積贈与額に対する税額を納付(過年分納付額は税額控除) 相続前一定期間内の贈与は、同様に累積して相続と合わせて課税する方式あり <p>[例：イギリス、フランス、ドイツ]</p> | <p>生前贈与と相続との間での中立性はある程度確保されるが、完全ではない。</p> <p>税務執行は、一生累積課税方式ほど困難ではない。</p> |
| 暦年課税 | <p>暦年ごとにその年中の贈与を合計して課税</p> <ul style="list-style-type: none"> 相続前一定期間内の贈与は、例外的に累積して相続と合わせて課税する方式あり <p>[例：日本]</p> | <p>生前贈与による租税回避を防止するため、贈与税負担を相続税負担より重くする必要。</p> <p>税務執行は最も容易。</p> |

基礎控除

贈与税については、現在、受贈者一人当たり年 60 万円とされている基礎控除額を、親子間での財産移転を行いやすくするために引き上げるべきとの意見があります。

しかし、贈与税の基礎控除は、執行当局の事務処理や納税者の申告に要する手間を勘案し、少額不追求の観点から設けられているものであること、安易な引上げは、相続税の課税回避を防止するという贈与税の機能を損なうこととなるほか、相続税の課税ベースの縮小につながり、上述の相続税の今後のあり方にも反してくるなどの問題があることに留意しなければなりません。

(7) 国際化・情報化の進展等への対応

平成 10 年に実施された外国為替管理法の抜本的改正など最近における資金移動の自由化の進展などにより、個人の今後の資産保有形態は、例えば生活の本拠は国内に置きつつ、経済活動や資産管理の拠点は国外に置くというように、一層多様化していくことが予想されます。また、こうした傾向は、情報化の進展によって更に加速されるものと考えられます。同時に、経済活動のグローバル化、さらには価値

観の多様化に伴い、生活の拠点すら国外に移す者も稀ではなくなってきました。平成 12 年度の税制改正では、このような状況に対応し、国外に住所を有する一定の者への相続・贈与につき国外財産も課税の対象とする措置を講じました。

今後とも、国際化・情報化に限らず、財産運用手段の多様化などを通じて、様々な形態の租税回避手法が出現してくることが予想されます。したがって、引き続き、税制・執行の両面を通じて、適正・公平な課税の確保が図られるよう、経済社会状況の変化に即応した不断の検討と適切な対応が必要と考えます。

3. 地価税

地価税は、土地基本法に定められた基本理念に則り、公共的性格を有する資産である土地に対する適正・公平な税負担を確保しつつ、土地の資産としての有利性を縮減する観点から、土地の資産価値に応じた税負担を求めるものであり、平成 3 年のいわゆる土地税制改革において創設されたものです（平成 4 年 1 月 1 日実施）。

平成 8 年には、土地税制改革後の急激かつ継続的な地価の下落を踏まえ、土地の取得・保有・譲渡の各段階にわたる税負担のあり方を全般的に見直し、一定の調整を行うこととされました。このような見直しの一環として、地価税についても、税率の引下げや基礎控除の引上げが行われました。

さらに、平成 10 年には、土地基本法の下で資産に適正な負担を求めるといった資産課税としての意義は引き続き認められるものの、長期にわたる地価の下落、土地取引の状況等の土地をめぐる状況や、経済情勢、さらには、金融システム安定化の観点を踏まえ、当分の間、地価税の課税が停止されています。

（注）地価税の納税義務者は、国内にある土地及び借地権等を有する個人及び法人であり、課税時期（毎年 1 月 1 日）に有する土地の価額の合計から一定の基礎控除額を差し引いた価額に、税率を乗じて計算する仕組みとなっています。

地価税においては、課税時期において個人又は法人の有する土地等は、その利用状況や地域などを問わず、原則としてすべて課税の対象とされます。ただし、土地の資産としての有利性を縮減するという観点と、わが国の経済に与える影響や個々の納税者に対する負担に配慮するという観点を総合的に勘案の上、居住用宅地や地価の低い土地、一定の公益的な用途に供されている土地等については、原則として非課税とされています。

4 . 固定資産税

(1) 固定資産税の意義と沿革

固定資産税の意義

固定資産税は、土地、家屋及び償却資産という3種類の固定資産を課税客体とし、その所有者を納税義務者として、当該固定資産の所在する市町村（特別区については東京都）が、当該固定資産の価値に応じて毎年経常的に課税する財産税です。

土地、家屋及び償却資産に対し固定資産税が課税されるのは、これらの資産の保有と市町村の行政サービスとの間に一般的な受益関係が存在するためです。ただし、このことは、固定資産税の税額が具体的な市町村の行政サービスの量に応じて定まることを意味するものではなく、資産価値を表す価格に対して比例税率で課税することとされています。

また、固定資産税は、資産価値に応じて課税される物税とされており、資産の所有者の所得などの人的要素は考慮されない建前となっています。

固定資産税の沿革

現行の固定資産税は、シャウプ勧告に基づいて昭和25年に市町村税として創設されたものです。

土地に対する課税は古くから行われており、工業化社会の進展に伴い所得課税が中心となるまでは、むしろ主たる租税は土地に対する課税でした。まず、明治6年（1873年）に土地の地価を課税標準として国税で地租が導入され、地方税として地租附加税が課されました。昭和6年には課税標準が地価から賃貸価格に改められ、昭和15年以後は、地租は還付税として全額が道府県に分与されることとなりました。その後、昭和22年に地租は道府県の独立税とされ、昭和25年に課税標準を資本価格（適正な時価）として固定資産税に統合されたものです。

家屋に対する課税は、明治3年（1870年）の東京府下の家屋税に始まると言われています。その後明治15年（1882年）に道府県の戸数割に代わるべき選択税として坪数などを課税標準として家屋税が設けられ、大正15年（1926年）以降は家屋の賃貸価格を課税標準とすることとされました。昭和15年に家屋税は国税とされ、別に道府県及び市町村は家屋附加税を課することとされましたが、家屋税についても、その全額が道府県に還付税として分与されました。その後、昭和22年

に家屋税も道府県の独立税とされ、昭和25年に土地と同様に資本価格（適正な時価）を課税標準として固定資産税に統合されることとなりました。

償却資産については、特定の資産に対する課税として、例えば電柱税、船舶税、軌道税及びこれらの附加税が法定税として課されており、他に若干の法定外普通税が課税されていました。これらの諸税も昭和25年に創設された固定資産税に統合され、償却資産一般に対する課税が始まったところです。

昭和25年の固定資産税の創設以来の主な制度改正は次のとおりですが、その他にも、非課税関係の改正、課税標準の特例関係の改正及び免税点の引上げなどが行われてきました。

- ・ 昭和29年度 標準税率を1.4%（従前1.6%）に、制限税率を2.5%（従前3%）に引下げ（ただし、昭和29年度は経過措置として標準税率は1.5%とされた。）
- ・ 昭和30年度 評価事務の簡素・適正化を図る観点から3年ごとの評価替えの仕組みを創設
大規模の償却資産の特例制度を創設
- ・ 昭和34年度 制限税率を2.1%に引下げ
- ・ 昭和39年度 固定資産評価制度調査会の答申に基づき新固定資産評価制度を実施するとともに、土地に係る税負担の調整を実施
- ・ 昭和41年度 納税者の税負担の激変を緩和しつつ暫時税負担の不均衡を解消するため新たな負担調整措置を実施
- ・ 昭和46年度 市街化区域農地に対する課税の適正化措置（宅地並み課税）を実施
- ・ 昭和48年度 負担調整措置及び早期に評価額課税に近付けるための措置を実施
住宅用地に係る課税標準の特例措置（2分の1）を創設
- ・ 昭和49年度 小規模住宅用地に係る課税標準の特例措置（4分の1）を創設
- ・ 平成6年度 土地基本法などの趣旨を踏まえ宅地について地価公示価格の7割を目途とする評価替えを実施
住宅用地の課税標準の特例措置の拡充（小規模住宅用地：4

分の1 6分の1、一般住宅用地：2分の1 3分の1)を含む総合的な負担調整措置を実施

- ・平成9年度 負担水準の均衡化を基本とする税負担の調整措置を導入

(参考) 土地評価の均衡化・適正化の経緯等

固定資産税の土地の評価については、昭和の終わりから平成の初めにかけての著しい地価高騰の中で、大都市地域を中心に固定資産税評価額の地価公示価格に対する割合が低下するとともに、評価水準のばらつきが顕著となりました。こうしたことから、平成6年度の評価替えにおいて、土地基本法第16条、「総合土地政策推進要綱」、「平成3年度の税制改正に関する答申」などの趣旨を踏まえ、地価公示価格の7割を目途にその均衡化・適正化が図られました。

平成6年度の評価替えの趣旨は、基本的に土地評価の均衡化・適正化を図ろうとするものですから、それに伴う納税者の税負担については、急激な変化が生じないように総合的な調整措置がなされました。

その後、平成9年度及び平成12年度の評価替えにおいても、平成6年度と同様、引き続き、土地評価の均衡化・適正化が図られています。

また、土地の固定資産税評価については、課税事務の簡素化などの観点から、3年に1度評価替えを行い、評価替えの年度(基準年度)において評価した価格を第2年度及び第3年度(据置年度)において、そのまま課税標準とすることを原則としています。しかし、全国的に地価の下落が続いていることから、平成9年度の税制改正においては、この状況を反映させるため、地価の下落が認められる場合には、据置年度である平成10年度及び平成11年度であっても、市町村長が基準年度の価格に一定の修正を加えることができるという特例措置を設けたところです。なお、平成12年度の税制改正においても、依然として地価の下落が続いていることから、据置年度である平成13年度及び平成14年度について、同様の特例措置を講じています。

(2) 固定資産税の仕組み

課税標準

固定資産税の課税標準は、原則として、固定資産の価格(適正な時価)で固定資産課税台帳に登録されたものです。

価格は自治大臣が定めた固定資産評価基準によって各市町村が評価・決定しますが、土地及び家屋については基準年度（3年ごと）に評価替えが行われ、特別の場合を除いて、価格は3年間据え置かれることとなっています。

特定の固定資産については、公共的性格を有することに基づく非課税措置、公共料金の抑制、国際競争力の強化、公害対策の充実などの政策目的を推進するために価格に一定率を乗じた額を課税標準とする特例措置が講じられています。

また、住宅用地については、小規模住宅用地の課税標準をその価格の6分の1（一般住宅用地については3分の1）の額とする特例措置が講じられているほか、一定の条件を満たす新築住宅については3年間（3階建て以上の耐火建築物については5年間）税額の2分の1に相当する額を減額する措置などが設けられています。

税率

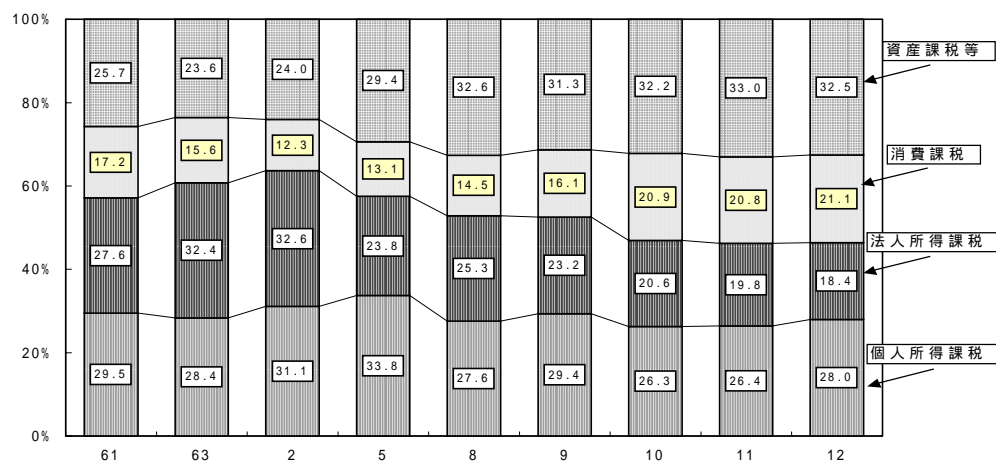
固定資産税の税率は、標準税率を100分の1.4とし、標準税率を超える税率で課税する場合においても100分の2.1を超えることができないこととされています。

(3) 固定資産税負担の状況

固定資産税の地位

地方税における所得・消費・資産等に係る課税の税収構成の推移を見ると、最近資産課税等のウェイトが高まってきている傾向が窺えます。

（資料10）所得・消費・資産などの税収構成比の推移（地方税）



(注) 1 平成10年度までは決算額、平成11年度は実績見込額、平成12年度は地方財政計画額に計画外収入額見込額を加えた額である。
2 所得課税、消費課税及び資産課税等の区分は、OECD歳入統計の区分基準を基礎とした。

税収の安定度の観点から見ると、法人関係税には景気動向に左右されやすいと

いう面があり、固定資産税は法人関係税の不安定度を一定程度補完してきたと言えます。

平成10年度における固定資産税の割合は、租税総額に対して10.4%、地方税総額に対して25.2%、市町村税総額に対して43.8%となっています。

しかしながら、これまで安定的に推移してきた固定資産税収も、土地分に関しては、平成9年度評価替え以降、負担水準の均衡化を重視した税負担の調整措置を導入した結果、税収の伸びが著しく低下し、既に主な大都市においては土地分の固定資産税収は減少に転じています。

(資料11) 主要都市における固定資産税収の伸び率の推移(土地)

| | | (単位:%) | | | | | |
|------|-----|--------|-------|--------|--------|------------------|------------------|
| 都市名 | 変動率 | H6→H7 | H7→H8 | H8→H9 | H9→H10 | H10→H11 (見込み) | H11→H12 (見込み) |
| 札幌市 | | 6.31 | 3.80 | 0.46 | ▲ 2.28 | ▲ 5.59 | ▲ 10.12 |
| 仙台市 | | 7.50 | 2.91 | 2.26 | ▲ 0.55 | ▲ 2.50 | ▲ 4.56 |
| 千葉市 | | 7.11 | 4.43 | 3.53 | 0.68 | ▲ 0.00 | ▲ 5.76 |
| 特別区 | | 7.39 | 5.61 | ▲ 1.55 | ▲ 4.24 | ▲ 1.26 | ▲ 4.19 |
| 川崎市 | | 6.56 | 3.27 | 1.86 | 1.10 | 0.90 | ▲ 0.00 |
| 横浜市 | | 5.35 | 2.78 | 0.07 | ▲ 0.54 | 0.07 | ▲ 3.13 |
| 名古屋 | | 7.02 | 4.26 | 1.43 | 0.11 | ▲ 0.54 | ▲ 4.59 |
| 京都市 | | 8.05 | 4.89 | 2.84 | ▲ 0.20 | 0.79 | ▲ 3.14 |
| 大阪市 | | 10.18 | 3.48 | ▲ 2.35 | ▲ 4.05 | ▲ 0.80 | ▲ 8.17 |
| 神戸市 | | ▲ 0.94 | 6.43 | 4.80 | 1.19 | 0.34 | ▲ 6.18 |
| 広島市 | | 6.34 | 3.67 | 2.88 | 0.65 | ▲ 0.21 | ▲ 3.00 |
| 北九州市 | | 5.13 | 3.05 | ▲ 0.00 | 1.18 | 1.46 | ▲ 1.44 |
| 福岡市 | | 7.20 | 4.39 | 3.96 | 1.43 | 0.23 | ▲ 3.28 |
| 全国計 | | 6.94 | 4.41 | 1.71 | 1.33 | (地財計画) 1.29 | (地財計画) ▲ 1.02 |

(注) 全国計のH11、H12については、地方財政計画による見込額の変動率によっている。

また、家屋分の税収についても、建築物価などの下落傾向に伴い、平成9年度評価替えにおいて初めて対前年度比で減収となり、平成12年度評価替えにおいても同様の傾向となる見込みです。

このように最近の固定資産税収の伸びは鈍化しているものの、住民税減税の影響などにより、結果として平成10年度には固定資産税が市町村税の中で最大の税目となり、さらに平成12年度には固定資産税が市町村税総額の45.9%、市町村民税が40.0%となる見込み(平成12年度地方財政計画)です。

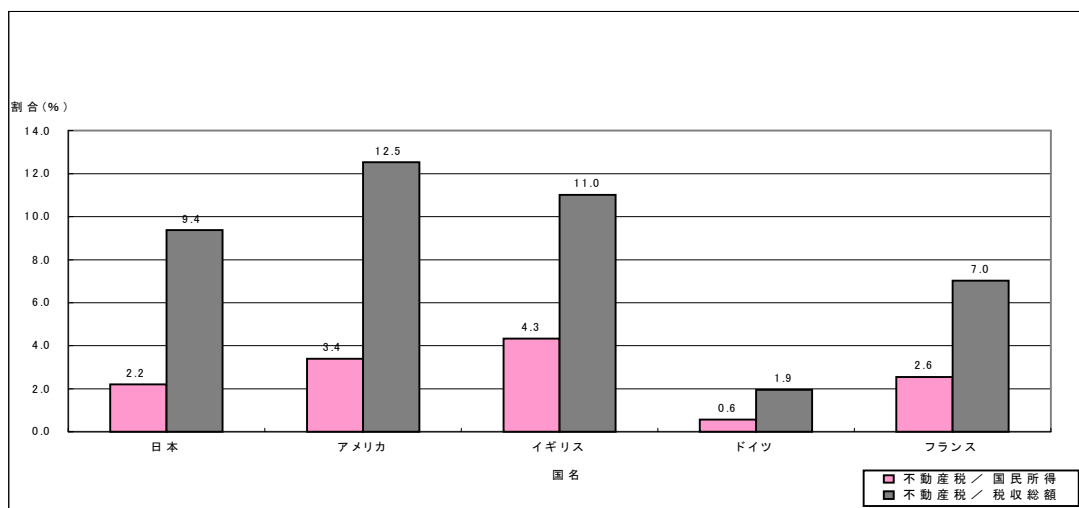
国民所得及び租税総額に対する不動産税の割合の国際比較

OECDの資料によれば、1997年度(平成9年度)において、わが国の不動産

税（償却資産を除く固定資産税、都市計画税、特別土地保有税及び地価税）は、租税総額に対して9.4%、国民所得に対して2.2%の割合となっています。

これを諸外国と比較してみると、例えばアメリカでは租税総額に対して12.5%、国民所得に対して3.4%となっているほか、イギリスにおいても不動産税の割合はわが国よりも高くなっており、フランスでも国民所得に対する割合はわが国よりも高くなっています。

（資料12）国民所得及び租税総額に対する不動産税（財産税）の割合の国際比較
（1997年度（平成9年度））



（注）1 不動産税（財産税）の種類
 日 本・・・固定資産税（土地・家屋のみであり、償却資産は除く。）、都市計画税、特別土地保有税及び地価税
 アメリカ・・・財産税（Property Tax）
 イギリス・・・カウンシル・タックス（Council Tax）及び非居住用資産レイト
 ドイツ・・・不動産税（Grundsteuer）
 フランス・・・既建築地税（Foncier bati）、未建築地税（Foncier non bati）及び住居税（Taxe d'habitation）
 なお、諸外国においては一部、償却資産等が含まれる場合がある。
 2 出典は、「OECD Revenue Statistics 1965-1998」、「OECD National Accounts」他による。
 3 日本において償却資産を含めた場合の国民所得対比は2.6%、租税総額対比は11.3%である。

（4）負担水準の均衡化

負担水準のばらつき

平成6年度の評価替えにおいて、宅地の評価水準を全国一律に地価公示価格の7割を目途とすることとされましたが、それまでの評価水準の状況を反映して、各宅地の評価額の上昇割合にばらつきが生じました。

一方、この評価替えによって税負担が急増しないようにするため、例えば評価額が2倍になった商業地等の課税標準額は平成6年度から平成8年度までの3年間で13%程度の上昇に、評価額が3倍になった商業地等では同じく15%程度の上

昇に抑えられるなどの負担調整措置が講じられました。

この結果、評価額と課税標準額との間に大きな開きが生じるとともに、評価替えによる評価額の上昇が大きかった土地ほど負担水準（評価額に対する課税標準額の割合）が低いという状況になりました。

さらに、平成4年度以降、全国的に地価の下落が始まり、地価の下落が大きい土地、すなわち負担水準の分母となる評価額が大きく下がった土地ほど負担水準が高くなるという傾向が生じましたが、地価の下落の程度は土地ごと、地域ごとに異なっていたため、負担水準のばらつきが拡大する結果をもたらしたところです。

負担水準の均衡化の推進

このように負担水準にばらつきが存在することは課税の公平の観点から問題があるところであり、これを是正することが重要な課題となっています。

しかしながら、直ちに負担水準の均衡化を図ろうとした場合、均衡化すべき水準の設定いかんによっては、税負担が大幅に急増する土地も生じてしまうことや、市町村によっては大幅な減収となるなどの問題があることから、負担水準の均衡化は納税者の税負担への配慮や市町村財政への影響なども勘案しながら進めていく必要があります。

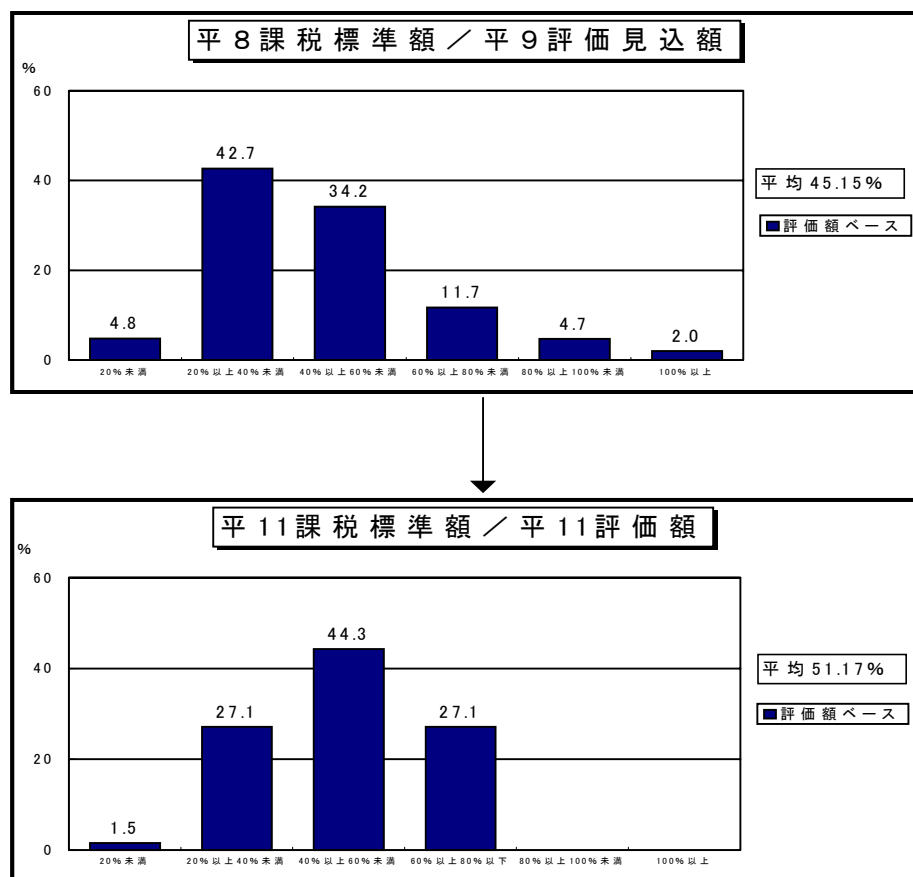
（これまでの取組み）

平成9年度の評価替えに伴い、評価額の上昇割合に応じて税負担の調整措置を行ってきた従来の方式を、負担水準に応じた調整措置に改め、負担水準の均衡化に向けた抜本的な取組みが始められました。

具体的には、例えば商業地等の場合、負担水準の高い土地（具体的には80%超）は課税標準額を評価額の80%まで引き下げ、負担水準がある程度高い土地（具体的には60%以上80%以下）は課税標準額を前年度と同額に据え置き、負担水準が低い土地（具体的には60%未満）は負担水準に応じた負担調整措置により税負担をなだらかに引き上げていくこととするなどの措置が平成9年度から平成11年度までの3年間講じられました。

この結果、負担水準の均衡化がある程度進展しつつありますが、依然として地域や土地によって相当のばらつきが残っています。

(資料13) 商業地等の全国の負担水準の割合の推移



(平成12年度税制改正)

平成12年度税制改正においては、評価替えに伴う税負担の調整措置について、特に最近の地価の下落傾向に伴う都市部の商業地等の税負担感に配慮し、負担水準の高い土地の税負担を更に引き下げつつ、負担水準の均衡化を一層促進する措置を講じることとされました。

具体的には、商業地等の課税標準額の上限について、平成11年度までは評価額の80%とされていたものを、平成12年度及び平成13年度は75%に、平成14年度は70%に引き下げる一方、60%未満のものについては平成11年度までと同様に負担水準に応じてなだらかに税負担が上昇するような負担調整措置を基本に均衡化を進めることとされています。

同じ評価額の土地であれば同じ税額を負担するというのが税の公平の観点から重要であり、今後においても、負担水準の均衡化に向けた措置を講じることにより、できるだけ早く負担水準のばらつきを解消することが必要です。こ

のことは、固定資産税をより透明で分かりやすい制度とすることにもつながるものです。

(参考) 地価動向と固定資産税負担

地価の下落が続いている中で固定資産税負担が上昇しているという指摘があります。

土地に係る固定資産税の負担については、上記のとおり、平成9年度以降、負担水準の均衡化を基本とした調整措置が講じられており、一定の負担水準に達した土地については地価が下落すればこれに応じて税額も引下げとなる仕組みとしつつ、特に負担水準が低い土地についてなだらかに税額を引き上げる措置が講じられているものです。

したがって、地価の動向に関わりなくすべての土地について税額が上昇しているわけではなく、税額が引上げとなっているのは、地価が上昇している土地を除けば、負担水準が低い土地ということになります。

現在は税負担の公平を図るために負担水準のばらつきを是正している過程にあることから、税負担の動きと地価動向とが一致しない場合、つまり地価が下落しているにもかかわらず税額が上昇する場合は生じていることも、やむを得ないものと言えます。

(5) 非課税等特別措置の整理・合理化

固定資産税は、市町村の基幹税目であり、その安定的確保が必要であるとともに、納税者の理解を深めていくためにも、負担の公平に向けた努力を行っていくことが必要です。したがって、当調査会として指摘してきているように、非課税等特別措置については、課税の適正化の観点から、政策目的が合理的か、政策手段として妥当か、利用の実態が低調となっていたり一部の者に偏っていないかなどの点について、今後も十分に吟味を行い、引き続き整理・合理化を行うことが必要です。特に、小規模住宅用地について価格の6分の1、一般住宅用地については価格の3分の1を課税標準とする大幅な特例措置が講じられており、地価の状況の変化や住民が応益的に負担すべき適正な水準を考えた場合、当該特例措置の拡充前の水準（小規模住宅用地は4分の1、一般住宅用地は2分の1）に戻すことについて検討する必要があります。

(6) 納税者の理解と信頼の確保

市町村の基幹税目であり、また市町村長の処分によって税額が確定するという賦

課課税方式を採用している固定資産税においては、納税者の理解と信頼を確保することが重要な課題です。

すなわち、固定資産税の制度について、納税者の視点に立って、公平で分かりやすい仕組みにしていくこと、納税者に必要な情報が提供されることなどが必要とされます。

公平で分かりやすい仕組み

固定資産税の評価は専門的すぎて分かりにくい、あるいは税負担の調整措置が複雑で理解できないといった声をよく聞きます。

固定資産税は資産価値に応じて課税されるものですので、その評価に当たっては、個々の固定資産の価格を可能な限り適正に評価する必要があります。また、納税者側の意見としても、自己の資産を公平かつ適正に評価してほしいという要請があり、そのためには、その評価方法はある程度精緻にならざるを得ない面を有しています。

また、税負担の調整措置については、課税の公平の観点から負担水準の均衡化を進める一方、税負担の急激な変動が生じないように配慮する必要もあり、ある程度複雑な仕組みとなってしまうことにもやむを得ない面があると言えます。

このように、固定資産税が現行のような制度となっているのは、公平かつ適正な評価と課税を確保するためであり、一面でやむを得ないものであるとも考えられますが、今後とも分かりやすさという要請に応えるための工夫を行っていくことが必要です。

課税情報の公開

固定資産税においては、これまでも評価に関する情報を開示するための路線価の公開や、納税者自身が課税内容を確認することができるようにするための課税明細書の送付などを実施しています。

固定資産税の課税情報については、今後とも積極的に納税者に開示していくべきと考えますが、一方で、自らの情報を開示される者のプライバシー保護の要請にも留意していかなければなりません。

固定資産評価審査委員会制度の改正

固定資産税の課税について納税者に不服がある場合にこれを救済する特別の仕組みとして、固定資産評価審査委員会の制度があります。これは、固定資産の価

格に不服がある納税者は、独立した第三者機関である固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすることができるという制度です。

この制度に関しては、より納税者が活用しやすい制度となるよう、平成11年度の税制改正において、審査申出期間の大幅な延長や、審理手続の合理化・迅速化を図るための改正が行われています。

(7) 今後の固定資産税のあり方

固定資産税は、どの市町村にも広く存在する固定資産を課税客体としており、また税源の偏りも小さく、地方分権の観点からも市町村税としてふさわしい基幹税目であり、その安定的確保が必要です。また、固定資産税に対する納税者の理解を深めていくためにも、負担の公平に向けた努力を行っていく必要があります。

平成6年度の評価替えに際して導入された地価公示価格の7割を目途とする評価水準については、これによって全国的な評価の均衡が図られていることなどから、基本的にはこれを維持していくことが適当であると考えられます。

平成15年度以降の固定資産税の税負担については、これまでの負担の均衡化・適正化の方向を基本に、同年度の評価替えの動向及び負担水準の状況や市町村財政の状況などを十分踏まえ、適切に対応する必要があると考えます。

固定資産税の税率に関して、地方分権の趣旨から、市町村が自らの判断で税率を決定していくことが重要であるとの意見や、現在進められている負担の均衡化がある程度図られた段階で議論すべき課題であるとの意見などがありました。

また、税負担の調整措置をできるだけ簡素なものにすべきであるとの意見や、土地の評価について更に透明性を高めるべきであるとの意見などがありました。

5 . 特別土地保有税

(1) 特別土地保有税の沿革

特別土地保有税は、昭和40年代後半に金融緩和の影響などにより地価が急騰したことを背景として、昭和48年度税制改正において土地保有に伴う管理費用の増大を通じて土地投機を抑制し、併せて土地の供給及び有効利用の促進に資することを目的として創設されました。

その後、昭和50年代初めに土地の取引活動や地価の動向が沈静化の傾向となり、また、国土利用計画法の施行など土地利用あるいは土地取引規制に関する諸制度の

整備が進められました。こうしたことから、昭和53年度税制改正において恒久的な建物、施設等の用に供する土地に係る納税義務の免除制度が創設されました。また、昭和57年度税制改正においては、保有期間が10年を超える市街化調整区域内の土地を課税対象外とするなどの緩和措置が講じられる一方で、三大都市圏の特定市においては、住宅地などとしての土地の有効利用を促進する必要性が特に強かったことから、これらの都市の市街化区域内において特別土地保有税の課税の特例措置（いわゆるミニ保有税）が創設されました。

昭和60年代以降のバブル期における異常な地価高騰に対しては、平成3年度税制改正において全面的な見直しを行い、三大都市圏の特定市における課税の特例（免税点の引下げ及び免除制度の対象の縮減）を設けるとともに、保有分の課税期間の限定を撤廃するなど、課税の強化が図られました。

バブル期後においては、平成6年度税制改正においてミニ保有税の廃止、平成10年度税制改正において恒久的な建物等の用に供する予定の土地に係る徴収猶予制度及び納税義務の免除制度の創設、平成11年度税制改正において住宅・宅地供給に資する土地の譲渡に係る徴収猶予制度の創設、徴収猶予・免除制度における自己使用要件の廃止などが行われました。

(2) 特別土地保有税の仕組み

課税標準等

特別土地保有税は、土地の取得価額を課税標準として、土地の保有と取得に対して課される税です。納税義務者は、土地の所有者又は取得者（土地の所有者等）であり、その土地の所在する市町村（特別区については東京都）が課することとなっています。

税率等

特別土地保有税の税率は、土地の保有に対して課するもの（保有分）にあっては1.4%、土地の取得に対して課するもの（取得分）にあっては3%となっており、その税額は、課税標準額（取得価額）に税率をそれぞれ乗じて得た額から、その額を限度として、保有分にあっては固定資産税の課税標準となるべき価格に1.4%を乗じて得た額を、取得分にあっては不動産取得税の課税標準となるべき価格に4%を乗じて得た額を、それぞれ控除した額となります。

徴収猶予及び納税義務の免除制度

土地の所有者等が、その所有する土地を非課税土地として使用し又は使用させようとする場合、優良な宅地の供給に資する土地の譲渡などをしようとする場合、恒久的な建物等の用に供する土地として使用し又は使用させようとする場合などにおいて、市町村長がその事実を認定したところに基づいて定める日から2年を経過する日までの期間（延長可能）内にその土地について、当該使用者がその使用を開始したことなどの要件に該当することについて市町村長の確認を受けたときは、当該土地に係る特別土地保有税の納税義務を免除することとなっています。また、納税義務の免除に係る期間を限って当該土地に係る特別土地保有税の徴収金の徴収を猶予することとなっています。

(3) 特別土地保有税の意義

特別土地保有税は、その沿革でも述べたように、土地保有に伴う管理費用の増大を通じて、土地投機を抑制し、併せて土地の供給及び有効利用の促進に資することを目的として創設されたいわゆる政策税制であることから、土地をめぐる情勢の変化に応じて常に見直しが行われてきました。

現在の特別土地保有税は、バブル期に土地投機の抑制のために強化した部分について元に戻すなどの改正が行われ、さらに、恒久的な建物等の用に供する予定の土地に係る徴収猶予及び納税義務の免除制度が創設されたことなどにより、最終的に利用されない土地に対してのみ税負担が生じる仕組みとなっており、今日においては、未利用地の有効利用を促進する税制となっています。

(4) 特別土地保有税負担の状況

特別土地保有税の税収の推移を見ますと、一般的に地価高騰期には増収となり、地価安定期又は下落期には減収となっています。最近では、平成4年度に税収が1,635億円となってからは次第に減少し、現在では547億円（平成12年度地方財政計画）と過去最低の水準になっています。

これは、土地取引の件数及び取得価額の変動が一つの要因と考えられますが、特別土地保有税が土地対策のための政策税制であることから、地価高騰期には内容が強化され投機的な土地取引を抑制し、地価安定期又は下落期には内容を緩和し未利用地の有効利用の促進という目的に特化するよう制度改正していることも大きな理由の一つとなっています。

(5) 今後の特別土地保有税のあり方

特別土地保有税については、納税義務の免除制度が広く適用されるため、既に最終的に有効利用される土地については税負担が生じない仕組みとなっており、土地の有効利用を促進する税制としての役割を果たしています。

こうした特別土地保有税の果たしている役割などに鑑み、必要な見直しは適宜行いつつ、今後ともその基本的な仕組みは維持していく必要があります。

6 . 都市計画税

(1) 都市計画税の意義

都市計画税は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業や土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため、都市計画法に規定する都市計画区域のうち原則として市街化区域内に所在する土地及び家屋に対してその価格を課税標準として課する市町村の目的税です。

このような目的税としての都市計画税の性格に鑑み、都市計画税を課するか否か、あるいは、その税率をどの程度にするかなどについては、地域における都市計画事業などの実態に応じて市町村が自主的に条例により規定することとされています。

(2) 都市計画税の沿革

都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用に充てるための目的税としては、大正8年(1919年)の都市計画法の制定と同時に創設された都市計画特別税がありました。この税は、当時の都市整備財源の必要性の観点から、都市計画事業による地価上昇という利益を還元する目的を有する税として導入されたものです。その後、昭和15年の地方税法の制定により地方税に関する制度が体系的に整備されたことに伴い、名称が都市計画税と改められましたが、昭和25年の地方税制の全面改正に際し、同じ目的税である水利地益税によって都市計画事業の財源を得ることとされ、都市計画税は廃止されました。

しかしながら、水利地益税の課税額は、課税客体となる土地又は家屋が都市計画事業などの実施により特に利益を受ける限度を超えることができないものとされており、この「特に受ける利益の限度」の判定が実務上困難であったため、都市計画事業などの財源を調達する手段としては水利地益税がほとんど活用されなかったなどの問題点がありました。

そこで、臨時税制調査会中間答申（昭和30年12月）において都市計画税の創設が指摘されたことも背景として、翌昭和31年度の税制改正により目的税として再び都市計画税が設けられ、その後数次の改正を経て現在の制度となっています。

(3) 都市計画税の仕組み

都市計画税の課税客体は、土地及び家屋とされています。都市計画税は、都市計画事業などの実施に伴い、都市環境の改善・土地の利用状況の増進などを通じて、土地及び家屋について一般的に利用価値が向上し、その所有者の利益が増大すると認められることから、その受益関係に着目して課される応益税としての性格を有するものと言えます。

都市計画税の課税区域は、市町村の区域で都市計画法第5条の規定により都市計画区域として指定されたもののうち市街化区域内とされています。ただし、市街化調整区域においても、一定の開発行為が施行されることその他特別の事情がある場合には、条例で定める区域において課することができます。さらに、市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められるまでの間においても、都市計画区域として指定されたものの全部又は一部の区域で条例で定める区域を課税区域とすることができるものとされています。

都市計画税の制限税率は0.3%とされており、この率を超えて課することはできないものとされていますが、標準税率は設定されていません。固定資産税と異なり、市町村が定めることができる最高限度の税率である制限税率しか法定されていないのは、都市計画税によって調達すべき財源が個々の市町村の都市計画事業の量などによって大きく異なるため、すべての市町村を通じて適用される一定税率や標準税率を定めることはなじまないことによるものです。

上記に述べたように課税区域を市町村が地域の実情に応じて設定できることに加えて、具体的な税率は、都市計画事業などに要する費用の総額、国庫支出金や受益者負担金などの特定財源の額、財政状況などを総合的に勘案し、市町村がそれぞれ独自の判断に基づいて条例で定めるという分権時代にふさわしい仕組みとなっています。

納税義務者は、都市計画税の対象となる土地及び家屋に係る固定資産税の納税義務者とされています。また、課税標準は、これらの土地及び家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格とされています。さらに、原則として固定資産税

と都市計画税を併せて賦課徴収すべきものとされており、簡素かつ効率的な仕組みとされています。

(4) 都市計画税の現状

都市計画法適用市町村数は2,003団体、都市計画事業施行市町村数は1,635団体（平成10年3月31日現在）となっています。都市計画税の課税団体は、全国で789団体（平成11年度）あり、うち380団体が0.3%の制限税率を適用しています。

平成10年度決算額においては、都市計画税による収入は、市町村税収入20兆6,027億円のうち1兆3,522億円（6.6%）を占め、市町村の都市計画事業などの重要な財源となっています。

（資料14）都市計画税の税率採用状況（平成11年度）

| 税率区分 | 0.15未満 | 0.15以上 | 0.20以上 | 0.25以上 | 0.30 | 計 |
|----------|--------|--------|--------|--------|------|-----|
| | | 0.20未満 | 0.25未満 | 0.30未満 | | |
| 市町村数(団体) | 45 | 29 | 258 | 77 | 380 | 789 |

(5) 都市計画税の使途

都市計画税は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるための目的税であることから、その使途はこれらに限られています(注)。

したがって、その税収が充当対象事業に要する費用を上回り、余剰金が生じる場合は充当対象外の事業に充当されることがないように、特別会計において財源繰越を適正に行うなどの適切な対応が必要です。また、都市計画税の性格に鑑み、特別会計を設置して経理を明確に区分することや、議会に提出される予算書、決算書や説明資料に特定財源として明示するなどの議会に対する使途の明確化とともに、住民に対しても広報誌などにおいて都市計画税がどのような事業に充当されているかを周知し、アカウントビリティを十分果たす必要があると考えられます。

（注）都市計画税は、現に実施中のこれらの事業、既に実施したこれらの事業及び今後実施するこ

とを決定されたこれらの事業のために必要な直接・間接の費用に充てることとされています。また、都市計画事業などに要する費用とは、事業の実施主体にかかわらず市町村の課税区域内で行われる事業の実施に必要な経費を言うものであり、国又は都道府県が実施する場合の負担金又は補助金についても、事業の用に供する費用に含まれます。

(6) 今後の都市計画税のあり方

都市計画税は、課税区域の設定や税率の設定において市町村が地域の実状に応じて決定できる分権時代にふさわしい税目であること、都市施設整備のための財源として重要であることなどを踏まえて、今後とも、都市計画事業などの需要に応じ、住民に身近な行政を総合的に担う市町村の自主的かつ主体的な運用がなされることが期待されます。また、納税者に対して受益と負担の関係を明らかにしていくため、その用途を一層明確化していくことが求められます。

7. 登録免許税

(1) 登録免許税の意義と仕組み

登録免許税は、国による登記、登録、免許などを課税対象に、登記などを受ける者に対して、不動産の価額などを課税標準として、登記などの区分に応じた比較的低い税率で負担を求める税です。また、登録免許税は、基本的に、登記などによって生じる利益に着目するとともに、登記・登録などの背後にある財の売買その他の取引などを種々の形で評価し、その担税力に応じた課税を行うものです。

登録免許税を課税対象から見ると、不動産登記に対して課されるもの、商業登記に対するもの、人の資格や事業免許などに対するものなどがあります。不動産登記に対する登録免許税は、不動産（土地、建物など）の所有権の保存・移転登記などに対して課されるものです。不動産の価額（基本的に、固定資産税評価額を不動産の価額とします。）を課税標準とし、登記原因ごとに1,000分の6から1,000分の50までの税率を設定することにより、具体的税負担を決定する仕組みが採られています。また、商業登記に対する登録免許税は、会社の設立登記や増資の登記などに課されるもので、商業登記により会社が営業上の利益を受けることに着目するとともに、それらの登記の背後に担税力の存在を推認して課税するものです。例えば、株式会社の設立・増資などに係る登記であれば、資本金額を課税標準とする仕組みが採られています。さらに、医師、弁護士などの人的資格の登録、著作権などの無

体財産権の登録、銀行業などの事業の免許などに対しても登録免許税が課されます。これらについては、登録などの件数に応じて一定額の負担を求めるという定額税率が設定されています（資料15）。

（資料15） 登記の種類別登録免許税額

| 種 類 | 登録免許税額 (平成10年度) | 主 な 税 率 等 | | |
|------------------|--------------------|-------------------|----------------|--------------------|
| | | 登 記 等 の 例 | 課税標準 | 税 率 |
| 不動産登記 うち土地 | 7,940億円 (91.7) | 売買による所有権の移転登記 | (注2) 不動産の価額 | 1,000分の50 |
| | | 贈与による所有権の移転登記 | 不動産の価額 | 1,000分の25 |
| | 6,574億円 (75.9) | 相続・合併による所有権の移転登記 | 不動産の価額 | 1,000分の6 |
| | | 建物の所有権の保存登記 | 不動産の価額 | 1,000分の6 |
| | | 抵当権(根抵当権を含む)の設定登記 | 債権金額等 | 1,000分の4 |
| 商 業 登 記 | 623億円 (7.2) | 株式会社の設立登記 | 資本の金額 | 1,000分の7 |
| | | " 増資登記 | 増加資本の金額 | |
| | | 株式会社の合併による設立登記 | 資本の金額 | 1,000分の1.5 (注3) |
| | | " 増資登記 | 増加資本の金額 | |
| そ の 他 (人的資格等) | 95億円 (1.1) | 銀行業の免許 | 申請件数 | 1件につき3万円 |
| | | 医師、弁護士、税理士等の登録 | 登録件数 | 1件につき6万円 |
| 計 | 8,658億円 (100.0) | | | |

(注1) () は、登録免許税額の合計額に占める各種類別の構成比(%)である。

(注2) 「不動産の価額」は、固定資産税評価額である。ただし、土地に係る登記については、平成11年4月1日から平成15年3月31日まで課税標準額を固定資産税評価額の3分の1とする措置が採られている。

(注3) 合併による設立(増資)登記の税率については、合併により消滅した会社の合併直前の資本金額を超える部分は、1,000分の7である。

(注4) 産業活力再生特別措置法の認定事業再構築計画等に基づき行われる設立又は増資の登記については、租税特別措置法第80条第2項により、1,000分の1.5(合併による場合は1,000分の1)とされている。

(2) 登録免許税の現状と今後の課題

現状

平成12年度予算における登録免許税の税収は約8,000億円となっており、厳しい財政状況の下で貴重な財源となっています。公的サービスの提供に要する費用を広く公平に分かち合うためには、所得税、法人税、消費税といった限られた基幹税目のみならず、各種の税を組み合わせることによって偏りのない税体系とし

ていくことが必要であり、こうした観点から、登録免許税は、引き続き重要な役割を果たしていくべきものと考えます。また、その仕組みが簡素で外形的に分かりやすく、登記制度に依拠しているため徴税コストが低いという点にも、その意義が見出されます。

今後の課題

イ．不動産登記に対する登録免許税のうち土地の価額を課税標準とするものについては、平成6年度以降、土地に係る固定資産税の評価水準について地価公示価格の7割を目途に均衡化・適正化が図られたことに伴い、課税標準を減額する租税特別措置が講じられ、現在まで継続しています（注）。この課税標準の調整措置については、今後の地価動向、固定資産税の評価替えの動向や諸外国の負担状況などを勘案しつつ、税制の簡素化・安定性という観点から、特例を廃止し安定的な制度として構築していくことが適当であると考えられます。

（注）課税標準を減額するために固定資産税評価額に乗じる割合（負担調整割合）は、バブル期前の土地の時価に対する登録免許税の負担水準を維持するという基本的考え方の下、原則的な調整割合を2分の1程度とし、さらに、土地取引の活性化という政策要素を加味して設定されています。平成6年度の創設時は10分の4でしたが、平成11年度からは3分の1とされています。

また、不動産登記について、不実の登記が行われる原因として、登記原因別に設定されている税率格差など登録免許税に関する点を挙げる意見もあります。しかし、例えば、不実の登記と称されるもののうち登記の中間省略は、登記制度自体に起因しているとの指摘もあります。また、このような問題が発生する背景には、登記原因の認定が書面審査によって行われていることのほか、税務当局に質問検査権がなく、不実の登記による登録免許税負担の回避をチェックできないことも挙げられています。いずれにしても、このような問題については、登記制度機能の信頼を確保していくという観点から、登録免許税においても何らかの対応が必要かどうか、登記実務の実態を踏まえつつ、考えていかなければなりません。

ロ．近年、持株会社設立の原則解禁、株式交換・株式移転制度の創設など会社法制・独占禁止法の改正などが行われ、さらに、平成12年には会社分割法制を創設する改正商法が成立するなど、企業再編法制の整備が進み、これに併せ、企

業組織の変更を伴う事業再編が活発化してきています。商業登記に対する登録免許税のあり方については、このような企業再編法制の整備の趣旨、商業登記により会社が営業上の利益を受けることに着目して課税するという登録免許税の趣旨などを踏まえ、その負担水準を含め、幅広く検討を行っていく必要があります。

八．人的資格の登録などに対する登録免許税については定額税率が設定されています。この定額税率の負担水準については、資格制度などをめぐる経済社会状況の変化などを勘案しつつ、適宜見直していくことが適当です。

8．不動産取得税

(1) 不動産取得税の意義と沿革

不動産取得税の意義

不動産取得税は、不動産の取得の背後にある担税力に着目して課される税です。

不動産取得税の沿革

現行の不動産取得税は、固定資産税の税率を引き下げることによりその不動産に対する将来にわたる固定資産税の負担の緩和を図るとともに、不動産を取得するという比較的担税力のある機会に相当の税負担を求める観点から、昭和 29 年度税制改正により道府県税として創設されました。

(2) 不動産取得税の仕組み

不動産取得税の課税客体は、不動産（土地及び家屋）の取得とされています。また、納税義務者は不動産の取得者、課税標準は不動産の価格（原則として固定資産税評価額）とされており、当該不動産所在の都道府県において課されます。なお、不動産取得税は、財貨又はサービスの消費を課税対象とする消費税・地方消費税とは性格が異なるものです。

標準税率は、不動産の価格の 100 分の 4 となっています。これは、昭和 29 年以来 100 分の 3 とされていたものが昭和 56 年 7 月 1 日に引き上げられたものですが、その際住宅については 100 分の 3 に、また一定の住宅用土地については税額の 4 分の 1 を減額することにより実質 100 分の 3 に軽減され、以来これらの措置については、平成 13 年 6 月 30 日まで延長されています。

一定の住宅（当該住宅（共同住宅等の場合にあつては、独立的に区画された一の

部分)の床面積が50㎡(戸建て以外の貸家住宅にあっては40㎡)以上240㎡以下であるもの)については、価格から、新築住宅の場合1,200万円が、中古住宅の場合は当該住宅が新築された時点において控除するものとされていた額が、それぞれ控除され、これらの住宅のための一定の住宅用土地については、新築住宅用地・中古住宅用地ともに、住宅の床面積の2倍(200㎡限度)に相当する土地の価格に税率を乗じて得た額が税額から減額されます。

(3) 不動産取得税の現状と課題

現状

平成10年度決算額においては、不動産取得税による収入は、都道府県税収入15兆3,195億円のうち6,348億円(4.1%)を占め、都道府県の貴重な財源となっています。しかし、最近では平成8年度に税収が8,073億円となってからは次第に減少し、現在では5,831億円(平成12年度地方財政計画)とバブル期以前の昭和63年度(5,694億円)並の水準になっています。

課題

イ．平成6年度、土地に係る固定資産税の評価水準について、地価公示価格の7割を目途に均衡化・適正化が図られたことから、平成6年以降、宅地評価土地に係る負担軽減措置が講じられています。この特例措置については、平成9年度及び平成12年度の評価替え後においても、評価替えの状況や土地取引の状況などを総合的に勘案し、引き続き講じられています。具体的には、平成12年1月1日から平成14年12月31日までの間に宅地評価土地を取得した場合に、課税標準を当該土地の価格の2分の1とすることとされています(注)。

この負担軽減措置については、今後の地価動向、固定資産税の評価替えの動向や諸外国の負担状況等を勘案しつつ、税制の簡素化・安定性という観点から、特例を廃止し安定的な制度として構築していくことが適当であると考えられます。

(注)宅地評価土地につき課税標準を軽減するために固定資産税評価額に乗ずる割合(負担調整割合)は、平成6年の創設時は2分の1、平成7年は3分の2、平成8年以降は2分の1とされています。

ロ．不動産取得税は外形的で分かりやすい税であり、所得課税等を補完する税として一定の税収をあげていること、不動産の取得、保有、譲渡の各段階で課税

して全体として適正な税負担を求めることは、担税力を的確に捕捉し負担の公平を確保する観点からも適当であると考えられること、さらに長く都道府県財政を支える主要税目となっていること等を考えると、不動産取得税は引き続き重要な役割を果たしていくべきものと考えられます。

9 . 印紙税

(1) 印紙税の意義と仕組み

印紙税は、契約書や領収書など、経済取引に伴い作成される広範な文書に対して軽度の負担を求める税であり、現在、契約書や領収書などの文書を作成した場合には、これに収入印紙を貼付するというのが、取引上の慣習として定着してきています。

契約書や領収書などの文書が作成される場合、その背後には、取引に伴って生じる何らかの経済的利益があるものと考えられます。また、経済取引について文書を作成するということは、取引の当事者間において取引事実が明確となり法律関係が安定化されるという面もあります。

印紙税は、このような点に着目し、文書の作成行為の背後に担税力を見出して課税している税とすることができます。

なお、印紙税は、金融取引や有価証券取引を含む各種の経済取引に対し、文書を課税対象として課税しているものであり、財貨又はサービスの消費を課税対象とする消費税とは基本的に性格が異なるものです。

現行の印紙税法では、経済取引に伴い作成される文書のうち、不動産の譲渡契約書、請負契約書、手形や株券などの有価証券、保険証券、領収書、預貯金通帳など、軽度の補完的課税を行うに足る担税力があると認められる特定の文書を 20 に分類掲名した上、課税対象としています。

印紙税の納税義務は、課税文書を作成した時に成立し、その作成者が納税義務者となります。また、その課税納付制度は、課税文書の作成行為を捉えて、原則として納税義務者が作成した課税文書に印紙税に相当する金額の収入印紙を貼付することによって納税が完結する、客観的で簡素な仕組みとなっています。

印紙税の税率は、定額税率を基本としつつ、より担税力があると認められる特定の文書については階級定額税率を適用するとともに、特定の文書には免税点が

設けられ、一定の記載金額以下の文書には印紙税を課税しない仕組みとなっています（資料16）。

（資料16）印紙税の課税文書及び税率の概要

| 号別 | 課税文書 | 記載金額等 | 税率 | 負担割合（％） | 主な非課税文書 |
|------|---------------------------------------|--------------|-----------|------------|------------------------------|
| 1 | 不動産の譲渡に関する契約書、消費貸借に関する契約書等 | 10万円以下 } | 200円 } | 0.2 } | 記載金額が1万円未満のもの |
| | | 50億円超 | 60万円 | 0.012 | |
| 2 | 請負に関する契約書 | 100万円以下 } | 200円 } | 0.02 } | 記載金額が1万円未満のもの |
| | | 50億円超 | 60万円 | 0.012 | |
| 3 | 約束手形、為替手形 うち、一覽払の手形等 | 100万円以下 } | 200円 } | 0.02 } | 記載金額が10万円未満のもの |
| | | 10億円超 | 20万円 | 0.02 | |
| 4 | 株券、出資証券、社債券等 | 500万円以下 } | 200円 } | 0.004 } | 信用金庫等が作成する出資証券 |
| | | 1億円超 | 2万円 | 0.02 | |
| 5・6 | 合併契約書・定款 | | 4万円 | | |
| 7 | 継続的取引の基本となる契約書 | | 4千円 | | |
| 8～14 | 預貯金証書、貨物引換証、保険証券、金銭等の寄託に関する契約書等 | | 200円 | | 信用金庫等が作成する記載金額が1万円未満の預貯金証書 |
| 15 | 債権譲渡・債務引受けに関する契約書 | | 200円 | | 記載金額が1万円未満のもの |
| 16 | 配当金領収書、配当金振込通知書 | | 200円 | | 記載金額が3千円未満のもの |
| 17 | (1) 売上代金に係る金銭等の受取書 (2) その他の金銭等の受取書 | 100万円以下 } | 200円 } | 0.02 } | ・記載金額が3万円未満のもの ・営業に関しないもの |
| | | 10億円超 | 20万円 | 0.02 | |
| 18 | 預貯金通帳、保険料通帳等 | 1年ごとに | 200円 | | 信用金庫等が作成する預貯金通帳 |
| 19 | その他の通帳 | 1年ごとに | 400円 | | |
| 20 | 判取帳 | 1年ごとに | 4千円 | | |

（注）不動産の譲渡に関する契約書及び請負に関する契約書のうち一定のものなどについては、租税特別措置法で特例措置が講じられている。

(2) 印紙税の現状と今後の課題

印紙税は、各種の経済取引に伴い作成される広範な文書に対して軽度の負担を求めることにより、税体系において基幹税目を補完する重要な役割を果たしています。また、平成12年度予算における印紙税の税収は約6,500億円となっており、厳しい財政状況の下で貴重な財源となっています。

公的サービスの提供に要する費用を広く公平に分かち合うためには、所得税、法人税、消費税といった限られた基幹税目のみならず、各種の税を組み合わせることにより全体として偏りのない税体系とすることが必要であり、こうした観点から、印紙税は、引き続き重要な役割を果たしていくべきものと考えます。

印紙税については、昭和42年度の全部改正以後、昭和49年度、52年度及び56年度に税率引上げを中心とした改正が、平成元年度には物品切手などの5文書の

課税廃止が、それぞれ行われてきましたが、今後とも、経済取引の進展等に伴う文書の作成実態の変化などを踏まえつつ、課税の公平・適正化等を図る観点から、必要に応じ、課税範囲や適用税率のあり方などについて検討を行っていくことが適当です。

なお、事務処理の機械化や電子商取引の進展などによるペーパーレス化が印紙税の課税ベースに影響を及ぼすのではないかと指摘があります。この点については、現在、取引に伴う文書の作成義務やその様式を定めている各種の制度の動向や取引の実態を注視するとともに、課税の公平性・中立性を確保する観点から何らかの対応が必要かどうか、文書課税たる印紙税の性格をも踏まえつつ、検討を行う必要があると考えます（資料17）。

（資料17）国税収入に占める印紙税収入の割合の推移

| 区分 年度 | 国税収入 (A) 億円 | 印紙税収入 (B) 億円 | B/A % | 備 考 |
|----------|-------------------|--------------------|----------|---|
| | | | | |
| 昭和 42 | 43,947 | 410 | 0.9 | 全部改正、定額税率の引上げ（10円 20円） 株券等を階級定額税率に移行 |
| 49 | 157,544 | 1,765 | 1.1 | 定額税率の引上げ（20円 50円） 売上代金に係る受取書を階級定額税率に移行 |
| 52 | 184,341 | 2,945 | 1.6 | 定額税率の引上げ（50円 100円） |
| 56 | 304,551 | 6,790 | 2.2 | 定額税率及び階級定額税率の引上げ （100円 200円） |
| 平成 元 | 571,361 | 8,099 | 1.4 | 物品切手等5文書の課税廃止 |
| 2 | 627,798 | 8,370 | 1.3 | C Pに係る税率の軽減（租特法） |
| 3 | 632,110 | 8,174 | 1.3 | |
| 4 | 573,964 | 7,894 | 1.4 | |
| 5 | 571,142 | 7,754 | 1.4 | 株式分割等に係る株券の非課税（租特法） |
| 6 | 540,007 | 7,491 | 1.4 | |
| 7 | 549,630 | 7,825 | 1.4 | |
| 8 | 552,261 | 7,577 | 1.4 | |
| 9 | 556,007 | 6,932 | 1.2 | 不動産譲渡契約書等に係る税率の軽減（租特法） |
| 10 | 511,977 | 6,667 | 1.3 | |
| 11 | 476,605 | 6,590 | 1.4 | |
| 12 | 506,620 | 6,470 | 1.3 | 社債等を担保とする買入才への対象手形に係る 税率の軽減（租特法） |

（備考）1. 平成10年度までは決算額、11年度は補正（第2号）後予算額、12年度は予算額である。

2. 印紙税収入の額は、各種の資料により印紙収入から登録免許税、手数料及び罰金を除外して推計したものである。

10. 事業所税

(1) 事業所税の意義と沿革

事業所税の意義

事業所税は、人口30万以上の都市等が都市環境の整備及び改善に関する事業に

要する費用に充てるため、人口・企業が集中し、都市環境の整備を必要とするこれらの都市の行政サービスとその所在する事業所等との受益関係に着目して、事業所等に対して課する目的税です。

事業所税の沿革

事業所税は、大都市地域における人口、企業の集中に伴う都市環境整備のための大都市財源の充実が緊要であることに鑑み、昭和 50 年度に創設されました。

翌昭和 51 年度には、課税団体の人口基準を 50 万から 30 万に引き下げ、人口 30 万以上の都市においても新たに課税することができることとされました。

また、昭和 55 年度及び昭和 60 年度には、定額で定められている税率の見直しが行われています。

(2) 事業所税の仕組み

課税標準等

事業所税には、事業所等において事業を行う者を納税義務者とし、事業所床面積（資産割）及び従業者給与総額（従業者割）を課税標準とする事業に係る事業所税と、事業所用家屋の建築主を納税義務者とし、新增設事業所床面積を課税標準とする新增設に係る事業所税とに分けられます。

また、事業所税においては、一定の都市施設や中小企業対策又は公害防止など政策目的の観点から非課税等特別措置が講じられています。

課税団体

事業所税の課税団体は、東京都、政令指定都市のほか首都圏整備法に規定する既成市街地又は近畿圏整備法に規定する既成都市地区を有する市若しくは人口が 30 万以上の市とされており、平成 12 年 4 月 1 日現在で 70 団体となっています。

税率等

事業所税の税率は一定税率で、事業に係る事業所税のうち資産割については事業所床面積 1 平方メートルにつき 600 円、従業者割については従業者給与総額の 100 分の 0.25 とされています。また、新增設に係る事業所税については新增設事業所床面積 1 平方メートルにつき 6,000 円とされています。

事業所税は、中小零細企業の負担を排除するため、免税点制度が設けられています。事業に係る事業所税については、事業所床面積が 1,000 平方メートル以下である場合には資産割を、従業者数が 100 人以下である場合には従業者割を課するこ

とができないこととされています。また、新增設事業所床面積が2,000平方メートル以下である場合には、新增設に係る事業所税を課することができないこととされています。

用途

事業所税は都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるための目的税であることから、その用途はこれらの費用に限られています。

(3) 事業所税の負担の状況

事業所税の平成12年度地方財政計画における収入見込みは3,185億円となっています。

(4) 今後の事業所税のあり方

事業所等の都市への集中に伴う都市環境整備やそのための財源の確保は今日においても緊要の課題であり、事業所税の役割は重要なものとなっています。

事業所税のうち定額で定められている税率については、その負担が適正なものとなるよう、随時見直しを行うことが必要と考えます。

また、非課税等特別措置についても、政策目的の意義が薄れたものや適用実績が少なく政策効果が期待できないものを中心に引き続き整理・合理化を図っていく必要があります。